

学位論文

スイス連邦における言語教育制度の調和  
—1970年代カントン教育局長会議の政策を通して

指導教官 西山教行 教授

京都大学大学院 人間・環境学研究科  
共生人間学専攻 外国語教育論講座 修士課程

藤井 碧

平成31年1月11日

## 論文内容の要旨

共生人間学専攻 藤井 碧

スイス連邦では、四つの国語の使用と促進が憲法によって規定されている。また、カントン（州・準州）ごとに公用語が異なり、言語教育に関する決定権はカントンの有する。このなかでカントンの教育局長は、他のカントンにおける公用語の教育を必修とする制度を設計した。本研究は、この制度の原点がカントン教育局長会議による 1970 年代の政策であることを検証する。

まず、1950 年代から 60 年代の社会背景と教師連盟の会議録を分析し、国語教育の制度設計が教育分野の全面的な改革の中で行われたことを示す。次に、カントン教育局長会議が 1970 年に発表した「学校間調整に関する協定」の成立過程と内容を分析し、教育改革の成果が集約されていることを確認する。そして、1975 年に言語教育の基本原則を定めた「義務教育課程での全児童への第二国語教育における改革と協調の導入に関する勧告と決議」が発表されるまでの経緯と内容を検討し、現代の言語教育政策に引き継がれる点を解明する。

本研究を通じ、1970 年代から引き継がれる言語教育制度が、時代や社会の要請によって異なる意味をもつことを解明する。スイスの事例は、言語に関する決定が意図的に行われるものだという言語政策の理論を示している。

## 目次

序—スイスにおける多言語主義と言語的調和 .....	3
第1章 研究背景 .....	5
1. 1. 研究対象と研究課題 .....	5
1. 2. 先行研究と本研究の意義 .....	5
1. 3. 研究方法 .....	10
1. 4. 本論の構成 .....	12
第2章 スイスの言語政策 .....	14
2. 1. 連邦憲法における言語条項 .....	14
2. 2. スイス連邦憲法に基づく言語政策—多言語主義と領域性の原則 .....	15
2. 3. スイスにおける教育政策 .....	16
2. 4. スイスにおける言語教育政策 .....	18
2. 5. 第2章のまとめ .....	20
第3章 カントン教育局長会議（EDK） .....	21
3. 1. EDK の組織 .....	21
3. 2. EDK の機能 .....	23
3. 3. EDK による言語教育政策 .....	24
3. 4. 第3章のまとめ .....	27
第4章 1970年代の教育改革の背景 .....	28
4. 1. スイスにおける Koordination/ coordination の概念 .....	28
4. 1. 1. 連邦憲法条文における Koordination .....	28
4. 1. 2. Coordination にむけた教師連盟の運動（1）フランス語圏 .....	32
4. 1. 3. Koordination にむけた教師連盟の運動（2）ドイツ語圏 .....	34
4. 1. 4. 全国的な Koordination/ coordination に向けた教師連盟間の共通認識 .....	35
4. 1. 5. 本項のまとめ .....	36
4. 2. 教育改革の必要性（社会的背景） .....	37
4. 3. 教育改革の必要性（教育的課題） .....	40
4. 3. 1. 人口問題に伴う教育的課題 .....	40
4. 3. 2. 産業構造の変化による教育的課題 .....	41
4. 3. 3. その他の教育的課題 .....	42
4. 4. 第4章のまとめ .....	43

第5章 エッガーとEDKの組織変革.....	45
5. 1. オイゲン・エッガーについて.....	45
5. 1. 1. エッガーの問題意識（1）教育上の問題.....	46
5. 1. 2. エッガーの問題意識（2）施政上の問題.....	47
5. 2. EDKの組織改革にむけて.....	49
5. 2. 1. 教師連盟との連携強化.....	49
5. 2. 2. 諸外国の研究.....	50
5. 3. EDK改革のメルクマール.....	53
5. 4. 第5章のまとめ.....	55
第6章 1970年10月29日「学校間調整に関する協定」.....	56
6. 1. 採択までの過程.....	56
6. 1. 1. エッガーとギュイド・アイゲンマン.....	56
6. 1. 2. エッガーとハンス・ユーリマン.....	58
6. 2. 「協定」の内容.....	59
6. 3. 「協定」の成果.....	60
6. 4. 「協定」の問題点.....	61
6. 5. 第6章のまとめ.....	63
第7章 1975年10月30日「義務教育課程での全児童への第二国語教育における改革と協調の導入に関する勧告と決議」.....	64
7. 1. 「勧告と決議」採択までの過程.....	64
7. 2. 「勧告と決議」の内容.....	65
7. 3. 「勧告と決議」の成果.....	67
7. 4. 「勧告と決議」の問題点.....	69
7. 5. 第7章のまとめ.....	72
第8章 結論と今後の課題.....	74
8. 1. 結論.....	74
8. 2. 今後の課題.....	76
補助資料（1）1970年10月29日「学校間調整に関する協定」.....	78
補助資料（2）1975年10月30日「義務教育課程での全児童への第二国語教育における改革と協調の導入に関する勧告と決議」より抜粋.....	81
補助資料（3）言語教育に関するEDKの決議文書.....	87
図表.....	90
参照文献.....	91
謝辞.....	100

序一スイス<sup>1</sup>における多言語主義と言語的調和

現在のスイス連邦は、四つの言語を国語<sup>2</sup>と規定している。カントン (Kanton/ canton : 地方行政区画の州と準州) やゲマインデ (Gemeinde/ commune : カントンより小さな行政区分) は、これらの国語から一つあるいは複数の公用語を指定し、それぞれの地域における学校や家庭の共通言語としてこれを使用している。同時に、カントンには教育上の主権が憲法上認められており、カントンが言語教育政策を策定する。

国家が地方行政に言語政策の決定権を与えることは、国家領域内での文化的・社会的・政治的一体性を揺るがしかねない。国内の言語的な調和を図るために受け継がれてきたのは、国語の相互学習である。すなわち、当該地域の公用語でない国語 (= 第二国語) を義務教育課程で教育する仕組みである。この制度<sup>3</sup>は、言語教育が国家の政治的な意図で計画される対象であることを体現している。また、地域によって異なる言語が用いられるスイスにおいて、言語教育が国民の相互理解を促進するための重要な手段であることを示すものである。

しかしスイスでは近年、国語教育のあり方が問われている。英語の学習熱が高まり、居住地域の公用語でない第二国語の必要性が相対的に下がっている。異なる地域出身のスイス人同士が会おうと、いずれかの国語でなく英語で会話する場面も頻繁に目にする。また、国民の4分の1が外国籍をもつスイスでは、複数の言語が一同に会する場合に英語の使用が

---

<sup>1</sup> 正式名称は「スイス連邦」であるが、本論では便宜上「スイス」と表記する。これは、1789年以前の「盟約者団」や1789年から1803年までの「ヘルヴェティア共和国」と区別して用いる場合もあれば、一般的にスイス連邦の領域を指して用いることもある。

<sup>2</sup> 本論で「国語」は専らドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語を指し、「外国語」はこれらスイスの国語以外の言語を指す。当該地域における公用語以外の教育は「異言語教育 Fremdsprachenunterricht/ enseignement des langues étrangères」と呼び、英語や古典語などの「外国語教育」と区別する。

<sup>3</sup> 本論で「制度」とは、慣習などの明示的でないものも含み、成立後にも発展し衰退する動的なものとして考える(河野 2002 や建林ほか 2008 は、このような動的な捉え方を社会学的な定義だと説明している)。スイスにおいて言語教育に関する決定事項は慣習的に受け継がれてきた部分が多く(例えば MacRae 1983:47,121)、制度形成の経緯を分析するためには明文化されていないものも含めて検討する必要がある。

好まれるという現実もある。

とはいえ、こうした傾向があるにも関わらず、第二国語の教育は義務教育課程における必修科目であり、スイスは国語教育を実用目的でなく異文化理解や認知能力育成などのために維持しようとしている。スイスの言語的調和を図るために導入された言語教育制度の原点に立ち返り、制度設計の経緯を見直す意義はここに見出される。

スイスにおける言語教育制度の基礎は、1970年代に教育全般の改革が行われるなかで確立してきた。50年代から60年代のスイス社会には、経済発展にともなう人口増加や教育目的の高度化・多様化、国内外の人口移動への対応という課題があった。そして教育分野においては、連邦レベルの行政機関が存在せず、カントンの境界を越えると学年も学習内容も統一されていない状態であった。これらの問題を解決するために60年代後半からカントンの代表者が集まる会議で教育改革が計画され、70年代には言語教育制度も整備された。

## 第1章 研究背景

### 1. 1. 研究対象と研究課題

本研究は、「カントン教育局長会議 Schweizerische Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren」（以下 EDK と略す）が 1970 年代に行った言語教育分野の政策に焦点をあて、主に 1970 年と 1975 年に発表された決議文書と関連文献を精査する。

1970 年の「学校間調整に関する協定 Konkordat über die Schulkoordination」（以下、協定と略す）は、スイス全土に及ぶ教育制度の基本原則を初めて示した文書である。

1975 年「義務教育課程での全児童への第二国語教育における改革と協調の導入に関する勧告と決議 Empfehlungen und Beschlüsse betreffend Einführung, 23 Reform und Koordination des Unterrichts in der zweiten Landessprache für alle Schüler während der obligatorischen Schulzeit」（以下、勧告と決議と略す）は、スイスで初めて、国語の相互学習を明示的に規定した文書である。

本論では、これらの文書の内容分析に加え、文書の理解に必要な範囲で EDK の組織や機能の変化、政策の策定過程についての検討も行う。

研究課題は以下のとおりである。まず、連邦主義をとるスイスが 1970 年代に教育制度の調整を計画・実行した、その背景を明らかにすることである。次に、教育改革のなかで第二国語教育の制度化がなされた経緯を検証することである。

### 1. 2. 先行研究と本研究の意義

スイスの多言語主義政策について、人口統計や連邦憲法の条文から現代における問題提起を行った研究には Grin (2010)、阿部 (1995) がある。

Grin は、多言語社会スイスの管理上の問題について、伝統的には言語圏<sup>4</sup>間の対立や勢力の不均衡、ドイツ語圏におけるダイグロシア状況があり、現代においては移民への言語教育があると示す。また、英語の汎用性が拡大することは、言語圏間の相互理解に影響すると指摘した。スイスの多言語主義は社会にも個人にも資する言語体制だとして、その推進を提唱している。

阿部は、多言語社会における「教育に使用する言語の選択、言語教育の優先順位、公権力とのコミュニケーションなどの公的分野」（阿部 1995:106）における制約の重要性を指摘している。また、義務教育課程における言語教育について、地域間の統一的な制度整備の必要性を示唆している。

Grin の研究は、多言語社会の管理方法になんら解決策を示すものではなく、阿部は法制度による管理方法に注目し、言語教育による具体的な解決策を示す文献ではない。しかしこれらの文献は、スイスの多言語社会における一つの争点が、領域性の原則によって規定される「言語圏」間の相互理解であることを示している。

「言語圏」間の対立を歴史的に記述したのは、Büchi (2010) である。Büchi はドイツ語圏スイスの『新チューリヒ新聞 *Neue Zürcher Zeitung*』の記者として、スイス連邦成立時から現代までの言語圏間の対立の歴史をまとめた。この文献は、特にフランス語圏とドイツ語圏の対立が戦間期には国家の統一性を対外的に示すために緩和されたことを確認し、戦後

---

<sup>4</sup> 言語圏 (domaine linguistique) とは、共通の公用語を持ち地理的にも隣接するカントンが作る地域的な領域である。連邦統計局は、当該地域の多数派の使用する母語によって、カントンやゲマインデの言語的帰属を記述している。例えば、フランス語圏にはジュネーヴやヌーシャテルなど西部のカントン、ドイツ語圏にはベルンやチューリヒなど中央・東部のカントン、イタリア語圏にはティチーノとグラウビュンデンの一部のゲマインデが属する。ロマンシュ語圏にはグラウビュンデンにある南部のゲマインデが属する。



は政治的意見の食い違いをきっかけに言語圏の間の「溝」が拡大した経緯を描くものである。特に 1960 年代から 1970 年代にかけては、両言語圏の境界にあたるジュラ地域の言語的・政治的帰属を問う住民投票や、各言語圏の内部における言語掲揚運動が拡大したことで「溝」が深まった。

Büchi の研究は、多言語主義をとるスイスが直面している、言語的・文化的な国内対立の深刻さを検証した。また、60 年代から 70 年代にかけて言語圏への帰属意識が高まったことを示した。

「言語圏」を規定する法則、すなわち多言語主義と領域性の原則を規定するのは、スイスの連邦憲法に含まれる言語条項である。

Widmer (2004) は、複数言語使用の原則を定めている連邦憲法の改正プロセスに焦点を当て、メディアの言説分析を通じて言語条項と、スイス人の言語的帰属意識の関連を検討している。Widmer は言説の変遷を 1848 年の憲法成立時、戦間期、そして 20 世紀末の 1996 年から 1999 年に区分し、直近の憲法改正時にのみ、言語的帰属が顕著に見られることを検証した。ただし、戦間期と 20 世紀末の間に、言語的小数派による権利主張の運動があったことを言及しつつも、教育分野における変化については分析していない。

同じように憲法中の言語条項と、教育行政の制度改革に焦点をあてたのは Acklin Muji (2007) の研究である。この研究も 20 世紀後半のメディア言説の分析を通じて、言語圏の意見対立のなかで言語政策が方向付けられていったことを示した。また、特に 1970 年代に EDK が設計した言語教育制度が、国内の一貫性と理解を推進したことを示唆している。ただし、主眼は 20 世紀後半の憲法改正による言語条項の変更にある。

以上の研究は、言語圏間の相互理解が連邦憲法により法的に発展したものであって、そ

これは直近の憲法改正にいたる議論に確認されることを示した。同時に、憲法改正の前段階として 70 年代前後から、多言語主義のあり方について議論がなされたことの伏線を引いたものと考えられる。また、Acklin Muji は、EDK による言語教育政策の重要性を示唆している。

1970 年代のスイスの言語社会を記述した研究に McRae (1983) と Camartin (1982) の研究がある。MacRae (1983) は人口統計や歴史的記述からスイスの多言語状況を社会学的に分析した。また、言語圏という概念と、政治や宗教的意見などとの連関に言及している (ibid.)。スイスの言語政策史における 70 年代の重要性についても分析し、McRae によれば、70 年代の一連の改革は、「大きな問題や危機ではなく、政治制度における様々な不満の積み重ねによって」(ibid.: 125 より拙訳) 提起されたものである。

だが 70 年代についての記述は、あくまで 80 年代当時のスイス社会を理解するための前提条件とされている。言語教育分野における制度変更についても詳細に記述していない。

また、Camartin (1982) による研究は、スイス社会において 80 年代に最も強く言語境界が意識されていることを指摘し、4つの国語の勢力図と多言語国家を管理する方策をまとめた。この研究によれば、60 年代頃から、4つの言語共同体が集団意識を強め、これは言語圏という考え方が多言語主義と領域性の原則を両立するためのイデオロギーとして役立つためであった。そして、政治問題に対する意見の食い違いをきっかけに、スイス人の言語圏に対する帰属意識は強くなった。

Camartin は、第二国語の教育が、言語圏間の相互理解に重要な役割を果たしていることを指摘している (ibid.:271)。しかし、フランス語圏で教育する標準ドイツ語がドイツ語圏で日常的に使用される様々な変種のスイスドイツ語と異なるために、国語の相互学習は相

互理解の機能を果たしていないことも指摘している。

この研究は、第二国語教育の当初の目的が言語圏間の相互理解にあると前提しているが、制度形成の経緯を精査したものではない。よって 60 年代後半から 70 年代にかけての社会的、教育的課題のなかで国語教育の制度が確立したことを示す文献ではない。

EDK (1985) は 1960 年代から 1970 年代の EDK による教育政策をまとめ、EDK の組織整備や、政策策定の中心的人物であった教育学研究者や政治家の貢献を解明する唯一の文献である。これを先行研究とする研究は、少なくとも日本語ではいまのところ見当たらない。

EDK の政策を理解するには、各言語圏における教師連盟の活動状況や時代背景の理解を補う必要がある。これには教師連盟の言説についての調査が不可欠であり、本研究では教師連盟による資料を積極的に参照した。

この研究によると、70 年代以前の EDK は現在の EDK とは全く性格を異にするもので、1975 年の決議文書も 1970 年からの大規模な教育改革の実行課程で作成されたことがわかる。また、60 年代の教師連盟による刊行物を分析すると、教育改革の背景や、改革の片鱗が 50 年代から見てとれ、改革に向けた議論における言語教育の位置づけも検討できる。本研究では、これらの点を前提にして、先行研究を改めて精査する。

高橋 (2015) は、主に 2000 年代における言語教育の制度改革を取り上げ、1970 年代の EDK による決議文書に基づく言語教育の方針と現代の問題点に触れている。

高橋は、スイスにおける言語教育政策の問題点として、多言語主義と領域性の原則を両立させる困難さに言及している。問題の背景として、異なる教育行政の主体が様々な方針を打ち出していること、また、カントンの教育行政の代表権が分散していることを挙げている。

さらに近年は、英語の学習熱が高まっていることから、国語教育が現実の社会的要請に沿わないことを指摘している。

しかしこの研究は、1970年代の諸政策が、当初はどのような経緯のなかで、どのような目的で設計されたのかを分析していない。現在は70年代の政策のなかから第二国語教育の制度が取り出され、英語教育の是非との対照材料として引用される。しかし、60年代後半からの教育政策史をたどると、当時の教育行政は、第二国語の制度を必ずしも国内の言語的調和を維持する装置として構想していなかったことは明らかである。

### 1. 3. 研究方法

本論では以下の日本語・ドイツ語・フランス語資料を分析する。

まず、参考文献に挙げた各言語の論文や書籍は、内容を精査するとともに、一次資料の解釈や翻訳を行う上で参照する。

一次資料は、スイス連邦政府による憲法原文や、連邦統計局 (Bundesamt für Statistik) など政府機関の発表資料、EDK や教師連盟の刊行物である。政府機関の公式 HP や、チューリヒ大学のデータベース「e-periodica」(<https://www.e-periodica.ch>) で検索し、主に次ページの表1に示した資料を分析する。

これらの刊行物の主な内容は、発行元の教師連盟による会議録である。SPR の Educateur には教授法に関する研究報告や、カントン別の教師連盟からの報告なども含まれる。EDK の年間レポートには全国的な教育制度の調査結果も含まれる。

言語は日本語に統一する。スイス独特の名称で、和訳が確立されていないものに対しては、先行研究を参照の上、適当な訳語を選び、必要に応じて原語を添える。固有名詞は原則として標準ドイツ語の発音に即してカタカナ表記を行うが、フランス語の発音が一般的な場合

はこの限りではない。機関名については、本文または注釈に正式名称を示したうえで、場合によって通称を付け加える。

表 1 分析した資料の概要

資料名 (原題、和訳)、発行年度	発行者
<p><i>Éducateur et bulletin corporatif: organe hebdomadaire de la Société Pédagogique de la Suisse Romande</i></p> <p>『教育者と教育者の会報—スイスフランス語圏教師会による定期刊行物』 1865年～現在</p>	<p>スイスフランス語圏教師会 Société pédagogique romande (SPR) (1864-1998)、スイスフランス語圏教師組合 Syndicat des enseignants romands (SER) (1998-現在)</p> <p>※フランス語圏における教育政策に関する言説を分析するために用いる</p>
<p><i>Schweizerische Lehrerzeitung</i></p> <p>『スイス教育雑誌』 1862年～1992年</p> <p>※『スイスのための教育月刊誌 <i>Pädagogische Monatsschrift für die Schweiz</i>』(1856-1861) から改題</p> <p>※1992年以降は『スイスの教師のための雑誌 <i>Zeitschrift für Schweizer Lehrerinnen und Lehrer</i>』(1992-1999)、</p> <p>『スイス教育 <i>Bildung Schweiz</i>』(2000-)に改題</p>	<p>スイス教師連盟 Schweizerischen Lehrervereins (SLV) (1840-)</p> <p>※ドイツ語圏における教育政策に関する言説を分析するために用いる</p>
<p><i>Archiv für das schweizerische Unterrichtswesen</i></p> <p>『スイスの教育制度のための文献』 1915年～1971年</p>	<p>カントン教育局長会議 (EDK)(1897-)</p>
<p><i>Bildungspolitik : Jahrbuch der Schweizerischen Konferenz der Kantonalen Erziehungsdirektoren = Politique de l'éducation = Politica dell'educazione</i></p> <p>『教育政策—カントン教育局長会議の年間リポート』</p> <p>1972年～1978年</p>	<p>カントン教育局長会議 (EDK)(1897-)</p>
<p><i>Bildungspolitik im schweizerischen Föderalismus. Festschrift für Prof. Dr. Eugen</i></p>	<p>カントン教育局長会議 (EDK)(1897-)</p>

<p><i>Egger, Generalsekretär der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren 1968-1985</i></p> <p>『スイス連邦主義における教育政策—1968年～1985年カントン教育局長会議議長オイゲン・エッガー先生に寄せる論文集』 1985年</p>	<p>※EDKの組織変革、教育改革の中心的人物オイゲン・エッガーらの功績を分析するために参照する</p>
<p><i>Schweizer Schule</i></p> <p>『スイスの学校』</p> <p>1915年～2000年</p>	<p>キリスト教系の教師連盟（カトリック女性教師連盟(VKLS) (1891-1977)、カトリック教師連盟(VKLSS)と合体後、スイスのキリスト教教師連盟 Christlicher Lehrer- und Erzieherverein der Schweiz (CLEVS))</p> <p>※オイゲン・エッガーの言説を分析するために用いる</p>

#### 1. 4. 本論の構成

第2章では、スイスの言語政策における基本原則を確認し、中でも第二国語の必修教育が国内の言語的調和を図る基盤として維持されてきたことを示す。連邦憲法に含まれる言語条項や、教育制度、言語教育制度の基本情報を確認し、カントンによる教育主権の存在と言語教育上の今日の課題に触れる。

第3章では、1970年代の教育改革を実行した政策組織としてカントン教育局長会議(EDK)についてまとめる。その組織構成と機能の検討を通じて、EDKがスイスの言語教育政策上、重要な政策組織であることを示す。また、70年代以降に発表した決議文書の意義を論じる。

第4章では、70年代にEDKがカントン間の教育制度を調整した背景を明らかにする。まず、連邦憲法中の条文を分析し、カントン間、あるいはカントンと連邦政府間での政策上

の調整は法的にも規定されたものであることを示す。そして、教育制度の一体化は、フランス語圏とドイツ語圏の教師連盟が構想していた概念であり、連邦レベルに拡大する余地もあったことを確認する。このような可能性と、50年代から60年代にかけて問題視された社会的問題と教育的課題を解決する必要性を背景として、70年代の教育改革が行われたことを論じる。

第5章では、EDKの組織体を整え、1970年までに教育改革の土台を築いた教育研究者オイゲン・エッガー（Eugen Egger, 1920–2011）を取り上げる。そのために、エッガーの問題意識や、改革に向けての運動についての言説を分析する。

第6章では、EDKがはじめてスイス全体の教育制度をまとめた決議文書の作成過程と内容を分析する。エッガーはカントン間の協働にむけての精神を明文化することを優先し、カントン間の意見の衝突を避ける判断を行った。このような経緯と実際の決議文を対照する。

第7章では、第二国語の必修化を定めた1975年の決議文書を分析する。その成立過程と内容から、制度の効果と不足点を考察する。

第8章は結論として、1970年代の教育改革をスイスの言語教育政策史に位置づける。最後に、本研究の限界と今後の課題をまとめる。

## 第2章 スイスの言語政策

本章では、スイスの言語政策における基本原則を確認し、中でも第二国語の必修教育が国内の言語的調和を図る基盤として維持されてきたことを示す。

### 2. 1. 連邦憲法における言語条項

連邦憲法は 1848 年に制定された初代憲法にさかのぼるもので、現在の連邦憲法は 1999 年に全面改正されたものである。スイスは 1291 年、ドイツ語圏の三つの自由都市による盟約者団の成立を国家の起源とし、ハプスブルク家への対抗意識から国家を発展させてきた。1684 年にウェストファーレン条約により神聖ローマ帝国から完全に独立し、ナポレオンによる支配を経て主権を回復した後、1848 年に初代憲法を制定した。言語条項としては、1798 年にナポレオンによってヘルヴェティア共和国が建国された当初からドイツ語、フランス語、イタリア語の三言語使用が規定されていた。

1815 年には以前の盟約者団が復活し、「同盟規約」が結ばれ旧体制が復活したが、三言語使用の原則はヘルヴェティア時代のまま 1848 年の初代憲法 4 条まで引き継がれた<sup>5</sup>。

三言語使用体制に変更が行われたのは、第一次世界大戦後の 1938 年である。ドイツ語圏スイスがナチスによる支配を恐れたこと、また、ロマンシュ語地域がイタリアによる国土回復運動 (Irredentismus) による侵略の危機にさらされていたことが変更の背景にある。スイスの有識者は、自由かつ民主的な国家を存続させるため、自国の言語的・文化的独自性を主

---

<sup>5</sup> 1848 年連邦憲法 109 条「スイスの主要な三言語ドイツ語、フランス語、イタリア語は、連邦の国語である」(訳は高橋 2010 による)。ドイツ語は行政と立法の分野で優先されていたが、公文書は三言語で発行することが決められ、国政におけるフランス語の存在感は向上した。イタリア語は、イタリア語地域(ティチーノとグラウビュンデン南部)内部で、また、ロマンシュ語はグラウビュンデンの内部問題において使用されていた。



張した。こうして、1938年、ロマンシュ語が第四の国語として連邦憲法に規定された<sup>6</sup>。

第二次世界大戦後は、政治上の意見の相違からフランス語圏とドイツ語圏の対立が深まった。しかし法制度上の変化はなく、80年代から高まった憲法改正運動の末に、1999年の連邦憲法の全面改正が行われた。実はこの改正に先立つ1996年、言語条項は既に改正されている。この時点では、四つの国語を維持する従来の言語体制に加え、少数派言語であるイタリア語とロマンシュ語の保護と振興や、言語圏間の相互理解と交流の支援が追加された。そして2000年1月1日発効の現行憲法においては、1996年の改正を引き継ぐと同時に、第18条として「誰もが自分が使いたい言語を選ぶことができ、誰からも強制されない権利」、すなわち「言語の自由」(Sprachenfreiheit)の保障が規定された(高橋2010:36)。

## 2. 2. スイス連邦憲法に基づく言語政策—多言語主義と領域性の原則

スイスの言語政策は、二つの原則を保持している。一つ目の原則は、多言語主義(Multilingualism/ multilinguisme)である。これは、複数の国語と公用語<sup>7</sup>を使用するという状態と、そのような複数言語使用を促進する考え方の両方を意味する。

法的には、現行憲法4条が「国語は、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語(レトロマン語)である。」と定めている。また、70条1項で「連邦の公用語は、ドイツ語、フランス語、イタリア語である。ロマンシュ語の話者との連絡においては、ロマンシュ語も

---

<sup>6</sup> 1938年連邦憲法116条1項「ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語はスイスの国語である」、2項「連邦の公用語はドイツ語、フランス語、イタリア語である」(訳は高橋2010による)

<sup>7</sup> スイス憲法上で「国語」と「公用語」の区別が生まれたのは、1938年である。当時、ロマンシュ語は第四の国語として認められ、1848年以來の「国語」に関する規定(116条1項)に追加された。同時に、「公用語」についての条項が新しく設けられ(116条2項)、ロマンシュ語以外の三言語が公用語として規定された。1996年改正に先立つ国民投票においてようやく、ロマンシュ語は公用語としての地位を認められた。

連邦の公用語である。」と規定し、国語と公用語の四言語使用を定めている。ただし、ロマンシュ語はスイスの独自性を象徴する「国語」であっても、政府内や政府とカントンの連絡などに日常的に用いられる「公用語」としての意味は限られている。

二つ目は、領域性の原則 (Territorialitätsprinzip/ principe de territorialité) である。これは「地域に適用される言語の規則は当該地域が定める」(McRae1975:33 より拙訳) という原理であり、スイスにおいては、当該地域における言語使用の規則はカントンが決定する。法的には、憲法 70 条 2 項において各カントンが領域内の公用語をそれぞれ定めることを規定している。これに基づき、26 カントンは各々一つないしは複数の公用語を指定し、行政サービスを行っている。例えばジュネーブ憲法 5 条 1 項には、「公用語は、フランス語とする」、チューリヒ憲法 48 条には「公用語は、ドイツ語とする」、グラウビュンデン憲法 3 条 1 項には、「ドイツ語、ロマンシュ語、イタリア語は同等の価値を持つカントンの言語であり、公用語である」と、それぞれ規定している。

これら二つの原則以外にも連邦憲法は、言語圏間の調和を連邦とカントンが振興 (70 条 3 項)、多数の公用語をもつカントンや人口的に少数派の言語を公用語とするカントンに対する支援 (同条 4・5 項) を規定している。

## 2. 3. スイスにおける教育政策

カントンは教育に関する立法権を持ち、連邦政府はカントンと協働で大学入学資格「マトゥーラ Matura/maturité」の認証や職業教育の制度管理を行っている<sup>8</sup>。

---

<sup>8</sup> これらのはかつて内務省の所轄であったが、現在は「連邦経済教育研究省 Eidgenössisches Departement für Wirtschaft, Bildung und Forschung (WBF) に置かれた「教育研究革新局 Staatssekretariat für Bildung, Forschung und Innovation (SBFI) の所轄下にある (WBF2018)。

スイスの教育は、初等教育から前期中等教育が無償の義務教育、その後、後期中等教育と高等教育の四段階から構成されている。初等教育は図1の「幼稚園」と「小学校」にあたり、前期中等教育は図1の「中学校」にあたる。後期中等教育は「高等学校（ギムナジウム）」、「専門高等学校」（工業や商業、芸術系、教員養成など）、「職業訓練学校」の三つに分かれている。カリキュラムの編成はカントンが行うが、大学入学資格「マトゥーラ」を取得するには、連邦政府とカントンが認証したコースを修了する必要がある。

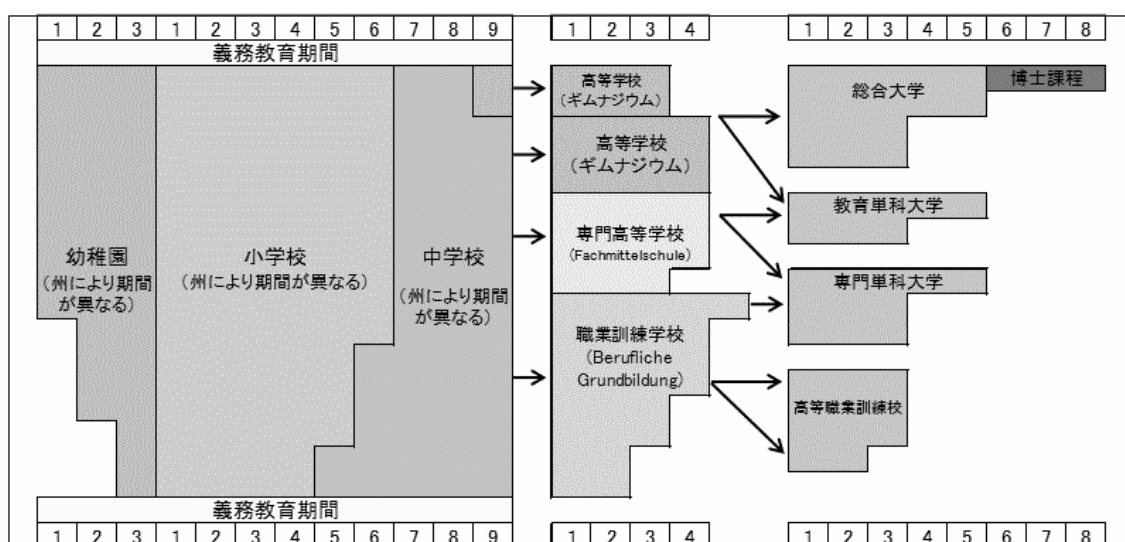


図1 「スイスの教育制度系統図」  
 外務省（2017）「国・地域の詳細情報（スイス）」より  
 モノクロ加工は筆者による

教育内容については、それぞれ属する言語圏の中での共通の学習指導要領に基づいてカントンが決定している。

図2に示すように、フランス語圏では2011年から「フランス語圏スイスの教育計画 Plan d'études romand(PER)」が、ドイツ語圏では2014年から「21世紀の教育計画 Lehrplan21」が、イタリア語圏では2015年から「教育計画 Piano di studio」が導入されている。

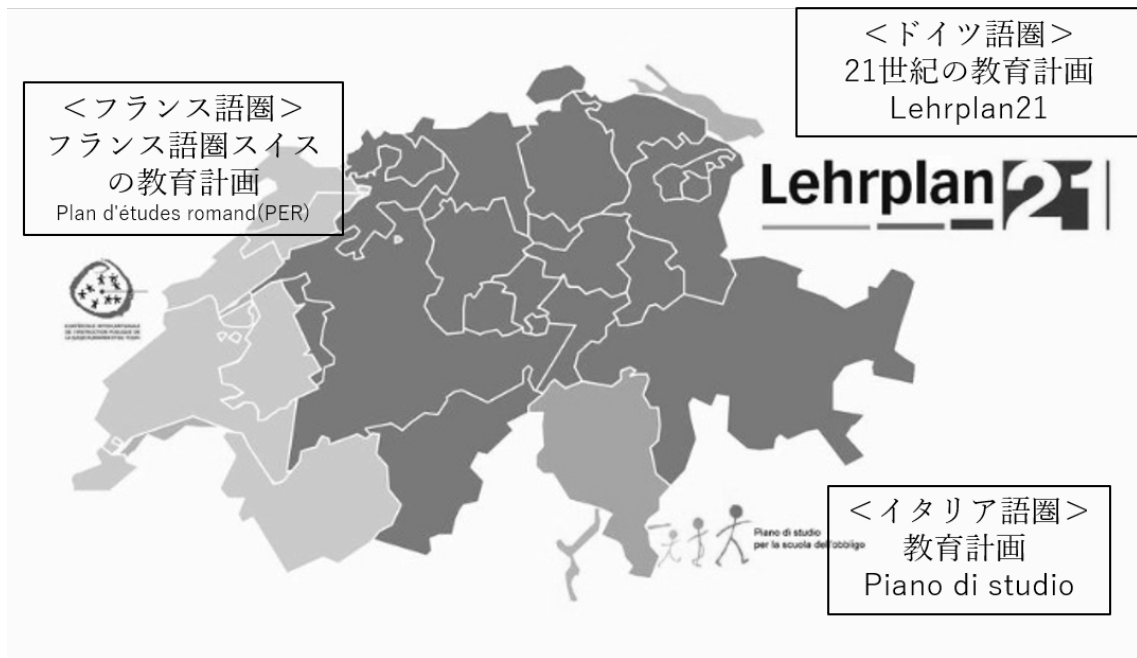


図 2 「スイスにおける教育指導要領」

ルツェルン公立学校教育局 Dienststelle Volksschulbildung(2017)より

モノクロ加工と黒字枠内の追記は筆者による

これらの学習指導要領は、EDK が 2009 年に発表した「義務教育学校間協定 (HarmoS-Konkordat)」(EDK2009)に準じて作成されている。この協定は 2006 年に行われた憲法中の教育条項の改正に連動して、2007 年 6 月に EDK が発表した。2009 年 4 月、この協定は加盟するカントンが 10 を超えたことによって、同年 8 月 1 日に発効した。2018 年 1 月時点では 15 のカントンが加盟しており、現在のスイスにおける教育の基本原則といえる<sup>9</sup>。

#### 2. 4. スイスにおける言語教育政策

言語教育政策についても、言語圏別の学習指導要領に基づき各カントンが決定する。そして、学習指導要領の言語教育に関する規定は、「義務教育学校間協定」4 条に基づいている。

<sup>9</sup> 荒川(2014)は、協定の発効後も、それぞれのカントンにおいて教育制度の整備が進んでいないことを指摘している。

すなわち、義務教育課程の5年目(小学校3年生)に第一異言語を、7年目(小学校5年生)に第二異言語を教育し、二つの異言語は一つを第二国語(地域の公用語でない国語)、もう一つを英語とし、教育順序はカントンが決定するという規定である。「義務教育学校間協定」に加盟していないカントンでも、採用している学習指導要領では言語教育に関する制度をこの協定に概ね忠実に規定している。もちろん、多言語カントンや、ティチーノなどの例外はある。

義務教育課程において第二国語を教育するという制度の原型は、少なくとも1930年代に存在していた。当時ドイツから教科書を輸入していたスイスドイツ語圏では、フランス語の必修授業を廃止するという改革が行われている。そして40年代から50年代には国定教科書の出版を巡る議論が行われ、各言語圏で使用できるような読解の教科書が作成された。これは中学校での使用が義務付けられ、第二国語教育が定着する契機になったと考えられる。

このように慣習的に受け継がれてきた国語の相互学習は、60年代から70年代にかけてのEDKの政策によって明文化され、現在の「義務教育学校間協定」中の規定や、各言語圏の学習指導要領に受け継がれている。

図3は、義務教育課程における異言語教育の制度を示している。色は、採用している学習指導要領、学習言語の選択、学習順序によって異なる。

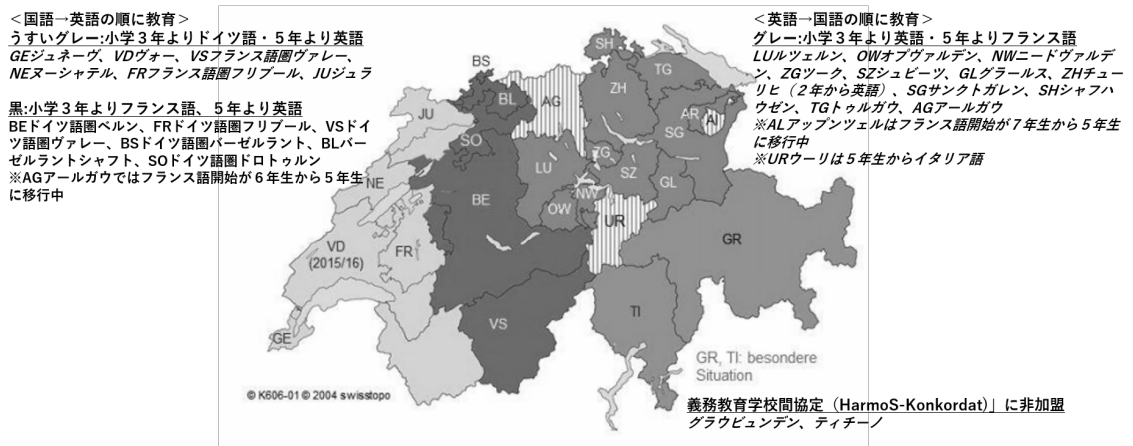


図3 「スイスの義務教育課程における異言語の教育制度 (2014年10月31日現在)」  
 D-EDK(2014) "Umsetzung der EDK-Sprachenstrategie in der Deutschschweiz" より  
 モノクロ加工は筆者による

2. 5. 第2章のまとめ

本章では、スイスの言語政策を論じる前提となる原則についてまとめた。

スイスの多言語主義は、領邦の合体から成立したという国家の歴史に裏付けられ、19世紀の独立以降は法律によって意識的に維持されてきた。憲法の言語条項には、国語や公用語の規定に加え、少数派言語の保護や言語権の保障も含まれる。

また、憲法はカントンの教育主権を規定しており、連邦政府は一部の資格認証を行うのみである。カントンの決定は他のカントンの制度に影響しないという領域性の原則に基づくもので、教育制度や言語教育制度は地域によって異なる。

以上のような「多言語主義」と「領域性の原則」を両立するため、スイスでは当該地域の公用語でない国語を義務教育課程で必修としている。これは1970年代以前に存在した、ひとつの慣習である。1975年、すべてのカントンの義務教育課程で第二国語が必修科目となり、同意するカントンの学習指導要領の中に規定された。しかし現在は、英語教育が国語教育より優先される傾向がある。国内の言語的調和を維持する基盤であった国語の相互学習が、形式の上でも内容の上でも問い直されているのが現在のスイス社会である。

### 第3章 カントン教育局長会議 (EDK)

スイスには連邦レベルの教育行政組織が存在せず、26のカントンが個別に教育政策の指針を決定する。このようななかでカントン教育局長会議 (EDK) は、カントンの代表者と教育関係者が集まり、国内の教育政策の調整を行う組織である。

本章では、カントン教育局長会議 (EDK) をスイスの教育行政上の主体として位置づけられることを示す。そして、多言語国家スイスの言語教育を主導する EDK の存在と、その1970年代の政策の重要性を論証する。

#### 3. 1. EDK の組織

EDK は1897年に設立され、26すべてのカントンとリヒテンシュタイン公国の代表が参加する常設の合議体である。EDK の設立目的は、異なる教育行政を管轄しているカントンの指導者の間に結束をもたらすことである。

EDK の「総会」は意思決定の中心機関であり、決議文書の採択などを行う。決議文書は、総会で採択され、拘束力の最も強い「協定」(1970年の「学校間調整に関する協定」や、2009年の「義務教育学校間協定」など)、次に強い「勧告」(1975年の「義務教育課程における全児童への第二国語教育における改革と調整の導入に関する勧告と決議」や、2017年の「外国語教育についての勧告」など)と、政策等への諮問に対する「宣言・見解」(2000年の『「学校調整に関する協定」30周年に関する見解」など)の種類がある。いずれにせよ EDK の決議文書に法的な拘束力はないが、一定数以上のカントンによる賛成があれば政令と同じ効力が認められる。

「委員会」には専門家や教育関係者が参加し、総会に議題を提出する。委員会はスイスの

直接民主制に特徴的なミリッツシステム<sup>10</sup>を採用しており、総会への参加者との連携を図っている。常設機関である「事務局」は、規則の管理や経理、文書処理などの中枢機能を担う、常設ではない総会や委員会を支える重要な存在である。さらに、EDK 外部機関として各地に「研究所」が置かれ、民間部門と協働で文書管理や教育に関する研究を行っている。

組織に関して最も特徴的なのは、言語圏ごとに存在する4つの「地域会議」である。これらの会議は、独自の組織をもち、それぞれの地域における教育行政に関する評議や決定を行っている。それぞれの会議からは2名ずつ、EDK の各種委員会に構成委員を送り込んでおり、地域に特化した意見表明を可能にしている。

このような組織の構造について、1983 年から EDK 最高責任者を務めたモリッツ・アーネット (Moritz Arnet, 1937-) は、3つの「精神 Philosophie」が貫かれていると述べている (Arnet1985)。第一に、EDK はカントンの教育政策において、専門的な知見に基づくコンセンサスを実現するために機能する、という精神である。主に総会や委員会が決議文書を作成するために様々なプロセスを踏むことで、最適な教育政策の在り方を実現するということを意味する。連邦政府やカントンと異なり、内部に専門家が多く、学術的知見に基づく議題の検討を基本としている。

第二は、組織間の分業を尊重するという精神である。分業によって組織内部の流動性と柔軟性を担保し、政策の効率的な実行を担保する。機能や目的に応じた委員会の設置や、事務局を行政機関として区別することによって専門的な作業が可能になり、効率よく政策を実現できる。

第三は、地域会議を尊重する精神である。あらゆる EDK の組織が4つの言語圏からの教

---

<sup>10</sup> 「ミリッツシステム」とは、「議会を構成する議員や行政の職員が専業として仕事をするのではなく、名誉職、あるいは副業として業務に従事する」(岡本 2011 : 120) 仕組みである。



師や専門家を交えて審議することを意味する。総会が 26 カントンの代表からなるだけでなく、その他の各種委員会においても、あらゆる言語圏の意向を反映させるための連邦主義的な考え方が通底していることをこれは示している。

以上の組織構造を鑑みると、EDK はスイスの教育行政上、連邦政府とカントンの行政機関に比肩する重要な決定機関・政策実行機関であることがわかる。特に決議文書の作成プロセスは完全なボトムアップ方式であり、地域会議で話し合われた議題が総会や委員会に持ち込まれるようになっている。カントンは共通の言語をもつ地域会議で問題を提起し、連邦レベルの会議に持ち込むことができる。

### 3. 2. EDK の機能

EDK の主な機能は、教育に関する情報の収集と発信、決議文書に基づく言語教育制度の計画と実行、教育行政機関の代表などである (EDK2018a)。

EDK は、スイスにおける教育関連事業について教育分野の関係者との情報交換を行っている。教育に関する調査の実施や報告書の作成、情報公開は、総会による決議の内容に関連するカントンとともに精査することを可能とし、その実効性を高める意義もある。また、EDK は決議文書の内容に基づいて教育計画を改訂したり、カントン同士の教育制度に関する調整を行うなど、実際の教育行政を動かす機構でもある。具体的には、ギムナジウムにおける情報科の必修教育導入や、「大学カントン間協定」の改訂などを行っている。

また EDK は、カントンや連邦政府の代表機能も持っている。国内では、憲法 61 条に基づき 26 カントンと連邦政府や政府系諸機関の間の仲介役としてカントンを代表し、連邦政府に対するカントンの利益の最大化を図っている<sup>11</sup>。国外では、欧州連合や欧州評議会、欧

---

<sup>11</sup> 連邦とカントンはそれぞれの管轄の範囲内において、教育の質および透明性の保証 (1

州現代語センター、経済協力開発機構（OECD）や国際連合教育科学文化機関（UNESCO）などでスイスを代表する。

このように EDK は情報収集と情報発信を行い、教育政策を策定するための土台となっており、また、言語教育政策においてはカントンをはじめ、政府機関や民間団体と連携する中心的な組織である。

### 3. 3. EDK による言語教育政策

EDK は 1970 年代以降、言語教育に関する決議文書を 11 件（協定 1 件<sup>12</sup>、勧告 4 件、見解と宣言が 6 件）発表している（表 2、次ページに続く）。

表 2 EDK による言語教育に関する決議文書、1970 年～2017 年

決議文書の採択日・種類・名称	概要
1970 年 10 月 29 日（協定） 学校間調整に関する協定	教育に関する全国的な基本原則を規定
1975 年 10 月 30 日（勧告） 義務教育課程における全児童への第二国語教育における改革と調整の導入に関する勧告と決議	義務教育課程における第二国語教育の必修化
1986 年 10 月 30 日（宣言） 義務教育と義務教育修了後の転換点における異言語教育	（1975 年の勧告を受けて）義務教育課程の第二国語教育における達成目標をリスト化
1996 年 5 月 30 日（勧告） ドイツ語正書法に関する改革	ドイツの正書法改革をスイスでも導入

項)、それぞれの取組みの調整 (2 項)、一般教育及び職業教育課程への社会的評価の均衡のための取組み (3 項) を行うことを定めている。(荒川 2014 の訳を参照)

<sup>12</sup> 1970 年協定は教育政策の基本原則を定めた文書にとどまるため、ここでは数に含めない。しかし 70 年以降の諸決議のもとになる文書であることから、補助資料に入れた。

1999年8月26日（勧告） 言語教育に関する基本概念	1975年勧告の内容を確認し、英語教育をはじめ新たな言語教育の指針を示す
2000年11月2・3日（見解） 「学校間調整に関する協定」30周年に関する見解	70年協定の成果と課題を総括
2001年3月1日（見解） スイスにおけるヨーロッパ言語ポートフォリオの使用開始	初等教育の9年次以降と成人教育に「ヨーロッパ言語ポートフォリオ」（Conseil de l'Europe 2001）を導入
2004年3月25日（宣言） 義務教育課程における言語教育—全スイスの調整にむけたEDKの戦略と行動計画	義務教育課程における第二国語教育と英語教育の方針
2007年6月14日（協定） 義務教育学校間協定	各言語圏で異なる学習指導要領に共通の基本原則、また、方針に沿った2017年度までのEDKの行動計画
2013年10月24日（宣言） 第二段階課程（普通課程—マトゥーラ取得課程・専門学校）における異言語教育—全スイスの調整にむけたEDKの戦略と行動計画	後期中等教育課程以降の第二国語教育と英語教育の方針
2014年10月31日（見解） 言語教育についての見解	2004年宣言の確認
2017年10月26日（勧告） 異言語教育についての勧告	2004年宣言、2007年協定の確認

現在、所属する言語圏に応じてカントンが採用している学習指導要領は2007年の「義務教育学校間協定」に基づくものであり、これには2004年の宣言で規定された義務教育課程における異言語教育の基本原則が含まれている。

そして、EDKは2004年の宣言に基づき、カントンに対して具体的な行動を促す役割を担っている。特に、異言語教育に関する勧告の作成・発信や、言語教育の実践例についての報告書作成や発行、「ヨーロッパ言語ポートフォリオ」の活用に向けた情報分析のほか、移

民への言語教育に関する問題についてのカントンへの支援等を行っている。また、「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)」に準拠する制度の設計など、スイス国内の制度整備だけでなく、欧州評議会や欧州現代語センターの言語教育指針との整合性を維持する作業を担っている (EDK2018a)。義務教育以降の課程における異言語教育については 2013 年の決議で原則が規定されている。

2004 年の宣言から発展した文書には、2014 年の見解や 2017 年の勧告がある。これらは、近年の第二国語教育と外国語教育のバランスに関する議論について、EDK の見解を表明したものである。どちらも 2004 年の宣言に基づき、現状また将来のスイスにおける異言語教育の展開を確認し、カントンに対する行動指針を示している。

EDK の発表した決議文書の中で、1970 年の「協定」と 1975 年の「勧告と決議」は特に重要である。これは、二つの文書が 1970 年代以降の決議文書で何度も引用されていることからわかる。また、70 年以降に「協定」という用語が用いられるときは、主に 1970 年の協定を指すことから、1970 年の協定が EDK の基本姿勢を示すもので、スイスの教育における基本原則を示す。

2004 年の宣言は異言語教育の基本指針を示すものであり、第二国語教育と英語教育に関する規定を含む。異言語教育に関する全体的な指針は、1999 年の勧告に基づいており、第二国語教育は 1975 年の勧告に基づいている。よって、国内の言語的調和を維持する仕組みとして設計された、第二言語教育の基本概念は 1975 年の決議から読み取ることができる。もとより、1975 年の決議の作成経緯は、時系列と内容において 1970 年のそれと重複する。本論では、EDK による 70 年代の二つの決議文書を、スイスの言語的調和政策の源泉と仮定し、これを検証する。

### 3. 4. 第3章のまとめ

本章ではまず、カントン教育局長会議（EDK）の組織構造と機能の分析を通して、これがスイスの言語政策における重要な政策組織であることを示した。

EDK の組織上の特徴は、会議体の総会と委員会に加え、事務局を常設することである。この分業構造により、政策組織でありながら専門的な知見を取り入れた議論を行う。また、議題を地域会議から発議することによって、地域レベルの教育的課題を連邦レベルの政策に編入することが可能になる。

EDK の機能上の特徴は、各カントンの代表者や教育者のプラットフォームとして教育分野における意思決定や情報管理を担っていることである。EDK は制度設計に不可欠の情報管理と、政策策定に必要な意見交換の場として機能し、連邦の教育政策を補完あるいは主導する役割を担っている。

次に、1970 年代から EDK が言語教育に関する一連の決議文書を公表し、これらの文書に基づくカントンへの働きかけを行ってきたことを示した。本論の執筆時まで EDK は、言語教育に関して 11 件の文書を発表している。また、現在、カントンが個別に採用する教育指導要領の基盤は 2007 年の協定である。

2007 年の協定に含まれる言語教育に関する方針は 2004 年の宣言にさかのぼるもので、2004 年の宣言の第二国語教育に関する部分は 1975 年の勧告に基づく。

さらに、1975 年の勧告は、1970 年に発表された「協定」を補足するために作成された。よって、1970 年の協定と 1975 年の決議は EDK による言語的調和政策の基盤とみなすことができ、本論はこれを検証することを試みる。

## 第4章 1970年代の教育改革の背景

本章では、1970年代にEDKが行った教育改革について、その背景を検討する。カントンに教育の主権を認めているスイスでは、カントンとカントン、あるいはカントンと連邦政府が意識的に政策上の一体性と透明性の実現を図ってきた。特に60年代から70年代にかけては、教育分野におけるカントン間の相互調整に向けた運動が拡大した。これを示すため、連邦憲法の条文と教師連盟やEDKの刊行物中にみられる言説を分析する。

### 4. 1. スイスにおける Koordination/ coordination の概念

本項では、教育改革の中で頻繁に用いられた Koordination/ coordination<sup>9)</sup> の概念形成について検討する。

#### 4. 1. 1. 連邦憲法条文における Koordination

現行の連邦憲法には Koordination が多用されており、主語を基準にすると以下のように分類できる。なおドイツ語原文はスイス連邦評議会によるもので、和訳は山岡(2013)による。山岡は、「カントン」を「州」と訳しており、本項では修正せずに「州」と表記する。イタリック加工と傍点は筆者による。

---

<sup>9)</sup> 訳語の選定にあたっては、山岡(2013)による連邦憲法の和訳や、荒川(2014)・高橋(2015)による2000年代の言語教育政策に関する論文を参照した。荒川(2014)、山岡(2010)、吉島・福田(2015)は Koordination/ coordination に「協調」の訳をあて、高橋(2015)は Koordination/ coordination に「調整」、Harmonisierung/ harmonisation に「調和」の訳語をあてて区別している。

(1) 連邦政府による政策の調整

(64条2項)

Er kann die Förderung insbesondere davon abhängig machen, dass die Qualitätssicherung und die *Koordination* sichergestellt sind.

連邦は、特に質の確保及び調整が保障されることをその支援の前提とすることができる。

1項の条文「連邦は、学術研究及び技術革新を振興する。」と合わせると、この条文では連邦政府による学術・技術政策の策定や修正を行うという意味で *Koordination* の語が用いられている。

(2) 連邦とカントンによる制度の調整

(63条a3項)

Bund und Kantone sorgen gemeinsam für die *Koordination* und für die Gewährleistung der Qualitätssicherung im schweizerischen Hochschulwesen. (…)

連邦及び州は、スイスの大学制度における調和及び質の確保の保障に共同して配慮する。(中略)

(同5項)

Erreichen Bund und Kantone auf dem Weg der *Koordination* die gemeinsamen Ziele nicht, so erlässt der Bund Vorschriften über die Studienstufen und deren Übergänge, über die Weiterbildung und über die Anerkennung von Institutionen und

Abschlüssen. (…)

連邦及び州が調和の過程で共同の目標に達しなかった場合には、連邦が教育段階及びその進学、継続教育並びに機関及び学位の認定について法令を制定する。(中略)

3項と5項において Koordination は、連邦とカントンが政策組織として全国の大学制度を一貫して管理することを意味している。4項では3項の目的を達成するために「協定を締結し、一定の権限を共同の期間に委任する」という手続きを定め、5項で目的が達成されなかった場合の連邦政府の補完的な権限を規定するという形が取られている。

ここでの Koordination とは、第一に、連邦政府とカントンが共同して行う全国の大学機関に及ぼす効力であり、第二に、立法よりは強制力の弱い効力であることがわかる<sup>13</sup>。

### (3) カントンによる調和

(62条4項)

Kommt auf dem *Koordinationsweg* keine Harmonisierung des Schulwesens im Bereich des Schuleintrittsalters und der Schulpflicht, der Dauer und Ziele der Bildungsstufen und von deren Übergängen sowie der Anerkennung von Abschlüssen zustande, so erlässt der Bund die notwendigen Vorschriften.

就学年齢及び就学義務、教育段階の期間及び目標、他の段階への進学並びに修了の

---

<sup>13</sup> 61条a2項にも(2)と同様の用法で koordinieren という動詞が使われている。Sie koordinieren ihre Anstrengungen und stellen ihre Zusammenarbeit durch gemeinsame Organe und andere Vorkehrungen sicher. 「連邦及び州は、その取組を調整し、並びに共同の機関及びその他の措置により、その協働を保障する。）」



認定の分野における学校制度の調和が、調和の過程において実現しなかった場合には、連邦は、必要な法令を制定する。

62 条では 1 項で学校制度がカントンの管轄であることを規定し、2 項で基礎学校教育の義務と無償について、3 項で障害児教育について規定している。4 項ではカントンが教育政策上の様々な制度について、全国的な調和を目指すことを Koordinationsweg と表現し、その責任をカントンが負うことと、連邦政府の補完的な権限を定める。ここで用いられている Koordination は、カントンが全国の教育機関や教育制度にもたらす調整上の効力を指し、連邦の補完的な立法権限には及ばない程度の効力である。つまり、(2) で導出した意味と類似した意味で使われる。

67 条 a の音楽教育に関する条文でも、2 項で同じ Koordinationsweg の用語が用いられ、カントンの音楽教育における調整上の効力と連邦の補完的な権限が定められている。

#### (4) その他の例 (57 条 2 項、75 条 2 項、88 条、106 条)

57 条「安全保障」2 項、88 条「歩行者用道路の整備」では、カントンに対する連邦の措置に関する対応について、75 条「国土計画」2 項では、連邦の、カントンの取り組みに関する対応について koordinieren の動詞を用いている。また、106 条「金銭賭博」では、連邦とカントンが互いの任務遂行のために影響しあうという意味で sich koordinieren の動詞が用いられている。

180 条では、連邦参事会を主語として、連邦の活動計画とそのための調整を koordinieren の動詞を使って規定している。

現行の連邦憲法中で Koordination という用語は、連邦政府、カントン、あるいはその両方、連邦参事会を主語とし、これらの主体が他の対象との一貫性や協調を実現することを目

的として行使する効力である。

#### 4. 1. 2. Coordination にむけた教師連盟の運動（1）フランス語圏

「スイス教師連盟 Schweizerischen Lehrervereins (SLV)」は 1840 年に結成され、フランス語圏の教師も招いて定期的に会議を開催していた。ただし教師連盟の内部ではドイツ語圏の教師が優勢であった。そのためフランス語圏でも独立して教師連盟を結成する機運が高まり、1864 年には「スイスフランス語圏教師会 Société pédagogique romande (SPR)」が成立する<sup>14</sup>。それぞれの言語圏には、カントン別の教師連盟も存在し、スイス教師連盟やスイスフランス語圏教師会の総会に代表を送っていた。地域別の教師連盟は、教育行政上の主要なアクターであっただけでなく、異なる地域の教師間の情報交換に不可欠の存在であった。

スイスフランス語圏教師会の定期刊行物 *Educateur* では、1960 年代にカントン間での学校制度を一体化するための議論が活発になり、それに伴って *coordination* という用語が頻繁に用いられるようになった。

教育に関係のある文脈でこれ以前に *coordination* の用語が用いられた例には、以下がある。一つのカントン内における教育機関の間での制度の調整 (SPR 1871:328)、教育段階（前述したように、スイスでは就学前、初等教育、中等教育、高等教育に区分される）の間の移行を円滑にするための制度調整 (SPR1888:73)、国際機関との連絡や調整 (SPR1953:954)、他の言語圏の教師連盟との連携 (SPR1955:4)。

---

<sup>14</sup> 傍論であるが、教師連盟の名称には各言語圏のアイデンティティが反映されている。すなわち、実質的にはドイツ語圏の教師を代表する教師連盟が「スイス」の名を冠し、フランス語圏の教師連盟は独自の「ロマンド」（フランス語圏スイス）の名称を用いている。穂山(2015:190-191)も「(…) フランス語圏はドイツ語圏よりも、スイスネーションの文化的多様性を、スイス特有で、根源的な特徴として強調する」として、この意識が *romand(e)*（「フランス語圏」を意味する形容詞）という言葉に表現されていると言及している。

また、政治的な文脈では 1958 年 5 月 31 日に行われたスイスフランス語圏教師会総会において、当時ジュネーヴ教育局長であったアルフレッド・ボレル (Alfred Borel, 1902-1997) が「連邦主義で結ばれたカントン間の協調」(SPR1958:359) という言い回しを使用している。

60 年代から *coordination* という用語は、フランス語圏のカントンによる学校制度の一体化を意味するようになる。これは、1962 年 11 月 3 日のビエンヌ<sup>15</sup>会議において「ひとつのフランス語圏スイス学校へ *Vers une école romande*」というスローガンの下、フランス語圏の学校制度の一体化についての提案があったためである。

当案は 1959 年に「ヴォー教師連盟 *Société pédagogique vaudoise (SPV)*」から出された。発議後には、ヴォーの教師が積極的に教育計画や中等教育の開始年齢についての調査を行い、運動推進のためにメディアへの働きかけを行った (SPR1961:12)。教育改革の必要性が認識されると、1962 年のビエンヌ会議では「ひとつのフランス語圏スイス学校に向けたカントン間委員会 *Commission intercantonale pour une Ecole romande (CIPER)*」が組織された。さらに 1963 年 9 月には CIPER の中に「学校間調整のフランス語圏スイス公式委員会 *Commission romande officielle de coordination scolaire*」が設立され、フランス語圏カントンにおける統一的な教育制度の実現にむけた調査や会議が行われるようになった (SPR1966:381)。

教育改革に向けた具体的な作業として最初に行われたのは、学校開始時期や入学年齢についての共通基準や、義務教育の開始から 4 年間行われる文法授業の内容であった。また、教育方法の計画において、カントン間で最良の一体化を図ることも目標とされた。

---

<sup>15</sup>ビエンヌは現在でも駅名などが「*Bienne* (仏) /*Biel* (独)」と二言語表記されるバイリンガルの街である。

以上のように、スイスフランス語圏教師会のメンバーが構想していた coordination とは、フランス語圏カントンにおける学校間の教育制度を統一することを意味した。

#### 4. 1. 3. Koordination にむけた教師連盟の運動（2）ドイツ語圏

ドイツ語圏でも 1965 年以降に Koordination の用語が用いられるようになり、カントンを超えた学校制度の一体化が構想された。これ以前には、教員養成と学校設立の調整 (SLV1947:178) や、専門科目の調整 (SLV1947b:740)、職業教育制度の調整 (SLV1948:50) などの文脈で Koordination の用語が用いられている。

1960 年にはスイス教師連盟会議において、人口増加にともなう児童の引越しで生じる教育上の問題がテーマに取り上げられた。この会議について SLV(1960:1165)には、人口移動による問題は、全国的な公立学校の教育計画の設計によって対処できるのか否か、また、どのような方法で可能なのかという議論が行われたことが記録されている。この会議は、ドイツ語圏カントン内部でのカントン間の学校制度の統一という意味で Koordination が使用された初の機会であったといえる。議論では、カントンの多様な教育計画については当時の教育学的、方法論的、また心理学的な知見によって設計が可能だという見解も示されている。

このようななかで、ドイツ語圏においては、入学年齢や学期の開始時期、義務教育の年限といった基本制度の平準化が行われてきた。これは、隣接するカントンや教育機関の間で「取り決め」という形をとっていた。すなわち、共通の公用語をもつカントン間で教育上の問題を共有して対処するという取り決めである。例えばグラールスーアッペンツェル間や、トゥルガウーザンクトガレン間など、職業学校や大学のあるカントンとは多くの契約が結ばれ、カントンの外から多くの生徒が通っていた (SLV1965:521)。

また、カントン間で共通の教育機関を設立する動きもあった。スイスでは原則としてカントンごとに公立学校を運営しており、複数のカントンによる共同運営の学校は新たな試み

であった。ドイツ語圏ではリヒテンシュタイン公国との境界で、交通の要衝でもあるグラウビュンデンのブッフスに技術学校を、またチューリヒ、ザンクトガレン、グラールス、シュビーツは、これらのカントンの境界にあたるチューリヒ湖沿岸のラッパースヴィルに技術学校を新設する計画を進めていた (ibid.)。

ドイツ語圏には前述したフランス語圏カントン内での「ひとつのフランス語圏スイスへ」のような運動が見られないものの、ドイツ語圏カントンには学校制度の一体化という構想と、これをドイツ語圏カントんに留まらず全国的に行うという考え方が1960年の時点から存在していた。

#### 4. 1. 4. 全国的な Koordination/ coordination に向けた教師連盟間の共通認識

当該の言語地域内における学校制度の一体化に向けて会議を行っていたスイスフランス語圏教師会とスイス教師連盟は、互いの活動を注意深く観察していた。

もとよりスイスフランス語圏教師会のスイス教師連盟に対する関心は、第二次世界大戦前から深かった。まず1933年に「教育問題のためのカントン間委員会 Kommission für interkantonale Schulfrage/ Commission intercantonale pour l'étude de questions scolaires」が組織され、教師間の全国レベルでの連絡体制が整備されていた。

SPR (1935:641-642) はフランス語圏とドイツ語圏の教師連盟間による連携の重要性を挙げる。特に地理や科学、芸術や歴史などの科目において、国内の共通教材を使用するために協力を求めている。

このように、スイスフランス語圏教師会は、教育制度の調整にむけた構想をフランス語圏のカントン内のみならず、スイス教師連盟の管轄するドイツ語圏カントンを含めた全国的な計画に拡張しようとした。

一方、スイスフランス語圏教師会は、「教育問題のためのカントン間委員会」の組織の未

熟さやスイスフランス語圏教師会に与えられた裁量の小ささも指摘している。また EDK による全国的な統括力も脆弱なものだと評価している。全国的な教育制度の改革は、1930 年代の時点ですでに構想されたものの実現には至らず、そのまま第二次世界大戦後まで問題意識が引きつがれた。

#### 4. 1. 5. 本項のまとめ

本項では、1970 年代に教育改革が実行される前史として、カントン間での教育制度の一体化という概念が生まれた経緯の解明を試みた。連邦憲法において Koordination/coordination の概念は、連邦政府、カントン、あるいはその両方が、他の対象との一貫性や制度の透明性を実現するために行使する効力を指し、特に教育分野における制度を対象とする。連邦憲法はこのように、カントンを越えて教育制度を一定の方針のもとに調整することを規定する。

実際、教育制度をカントンのレベルで一致させようとする運動は 20 世紀後半から存在し、教師連盟では教育に関する政策や制度の一体化という意味の普通名詞として用いられてきた。

スイスフランス語圏教師会は、フランス語圏カントン内での学校制度の一体化という意味で coordination の用語を用いてきた。この背景には、域内の 1962 年「ひとつのフランス語圏スイス学校へ」運動があり、学期開始時期や具体的な教科学習の内容についての調査も行われた。ドイツ語圏のスイス教師連盟では、人口移動と児童の転校の問題から当該言語圏内における教育制度の一体化を構想し、Koordination の用語を用いるようになった。

そしてスイスフランス語圏教師会とスイス教師連盟は、他方の地域内における学校制度の一体化の構想を認識しており、全国的な制度調整の可能性を積極的に考えていた。各言語圏の教師連盟の内部では、対象は当該地域のカントンにおける教育制度に限られていたも

の、各言語圏で相互に問題意識が共通していたことで 60 年代後半以降は教育制度の調整範囲が全国規模に拡大した。

#### 4. 2. 教育改革の必要性（社会的背景）

スイス連邦政府は、戦後からカントン間の教育制度の差異を抑え、連邦レベルでの一体性と透明性を維持しようとしてきた。この背景には、人口増加や人口移動などの人口問題や、産業構造の変化があった。

ヨーロッパでは 1950 年代から 1960 年代にかけて大幅に人口が増加した。これは二度の世界大戦を経験した欧州諸国のなかでは珍しくなかった。スイスにおいても、人口の急激な増加は、公立学校の児童数の増加と高学歴化による教育機関への負担増加という教育分野への課題を生じさせた。

また、国外からの労働者受け入れも 50 年代から 60 年代にかけて拡大した（図 4）。外国籍の労働者の増加は、連邦政府が 50 年代から 60 年代に季節労働者の制度を設けたことが背景にある（戸田 2008）。連邦移民局の統計によると 1950 年に約 28 万人だった外国籍人口は 1960 年には 50 万人、1970 年に 98 万人、1975 年に 101 万人と急激に増加し、人口に占める外国籍人口の比率も 1950 年の 6.0%から 1960 年の 16.2%、1970 年の 15.9%、1975 年の 16.1%と伸びた（Bundesamt für Statistik 1950）。スイス国内の人口は国籍に関わらず大幅に増加したうえに、外国籍人口の増加率の高さは顕著である。

70 年代には外国籍の人口割合に制限措置を導入することの是非について国民投票が行われるなど、世論は外国籍の労働者に対して否定的であった<sup>16</sup>。1975 年に「外国籍者の滞在及び定住についての法律 Bundesgesetz über Aufenthalt und Niederlassung der Ausländer

---

<sup>16</sup> 1970 年の投票は反対 54%で否決された（NZZ2014）。

(ANAG 法)」<sup>17</sup>が改正され、それ以降はカントンごとに外国籍者の受け入れ人数の上限が決められるようになった。これを受けて、外国籍者の人口比率は1980年に14.1%、1985年に14.5%と減少した (ibid.)。

しかし再び1980年代以降、外国籍の労働者による家族呼び寄せを背景に、外国籍の人口比率は75年の数値を超えた。その後も、欧州内外から外国籍の労働者が流入したスイスでは、70年代が特別に人口問題に瀕した時期とはいえない。しかし、50年代から60年代は、初めて外国籍者の受け入れという問題に直面した時期であるから、それにともなった教育の構造改革も必至の課題と認識された。

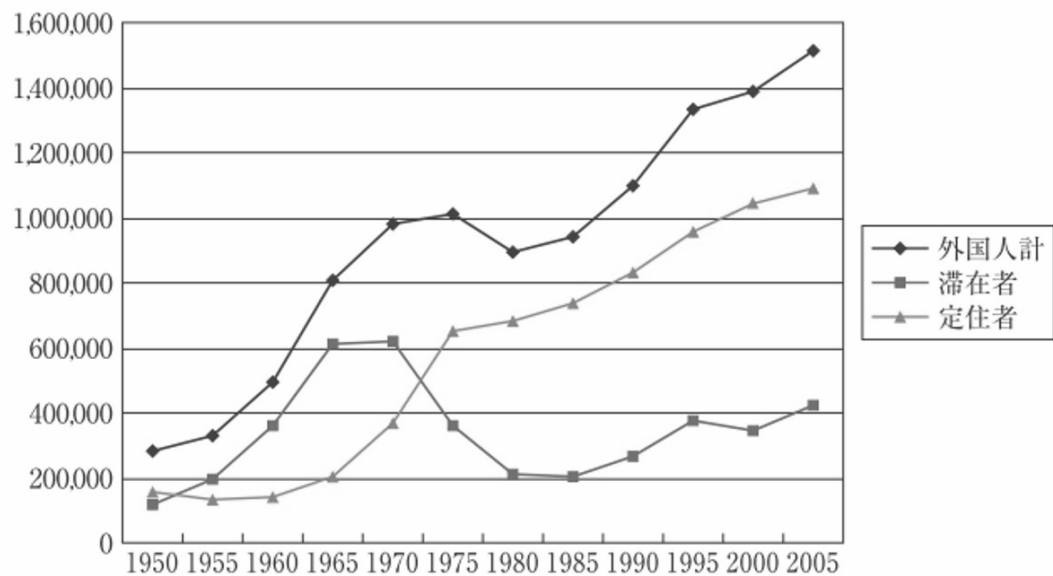


図 4 「スイスにおける外国籍人口の増加 (滞在者・定住者別) 1950年～2005年(12月末)」  
戸田 (2008) より  
モノクロ加工は筆者による

隣国からスイスに移住する者は、移住先の公用語を第一言語としている場合も多い。ただ

<sup>17</sup> ANAG 法は、1931年に制定された。1975年の改正後、1986年には「外国人の人数の制限に関する命令」により廃止された (戸田 2008:30)。



し主要都市での調査によると、外国籍人口が増加した 50 年代から 60 年代に公用語以外の言語を「最もよく使える言語 (=母語 Muttersprache)」と回答する人口も増加した。経済的な中心地であるドイツ語圏のチューリヒでは、40 年代まで、ドイツ語を母語と回答した人口の割合は約 92%で推移していたが、1950 年には 91.1%、1960 年に 87.5%、1970 年には 79.9%と減少している。その代わりにイタリア語を母語とする人口は 1950 年の 3.9%から 1960 年の 7%、1970 年の 8.9%に急増している (Stadt Zürich Statistik 2018)<sup>18</sup>。イタリア語圏スイスからの国内移動を考慮したとしても、50 年代から 60 年代にチューリヒ市において急激にイタリア語話者が増加した。

フランス語圏の中心都市ジュネーヴ市において、フランス語を母語としない人口の増加割合はそれほど大きくない<sup>19</sup>。しかし、外国籍の者のうちフランス語を母語としない人口は 1941 年の 30%から、1960 年には 69%、1970 年には 70%に増加した。外国籍者の比率も 1941 年の 5%から 1960 年の 9%、1970 年の 14%と増加しているため、ジュネーヴ社会においても多言語化が進んだことがわかる (Service cantonal de statistique/ service de la recherche sociologique. 1978)。

MacRae (1983)は 70 年代の人口問題について、特にドイツ語圏で言語的同一性が低下したことを指摘している。そして、言語環境が変化した要因は、国内での人口移動以上に、外国籍の労働者の流入による影響が強かったと述べている (ibid.:59)。

これらの人口問題に加え、産業構造の変化も 50 年代から 60 年代の主要な社会背景である。1930 年の産業構造は「農業・林業」が 21.3%、「工業・商業」が 43.2%、「サービス業」

---

<sup>18</sup> 1960 年まで「母語」の選択肢は、四つの国語あるいは「その他の言語」のみであった。1960 年に「英語」と「スペイン語」が、2000 年に「ポルトガル語」や「アルバニア語」、「セルブ・クロアチア語」が加わった。

<sup>19</sup> 要因として、フランス語圏からの移民が多かったことや、外国籍の人口が統計調査の対象とされていなかった可能性が考えられる。

が 35.5%であったが、1960 年にはそれぞれ 11.6%、49.5%、38.9%に変化した。

Jahr	Land- und Forstwirtschaft	Industrie und Gewerbe	Dienstleistungsberufe
1888 .....	37,4%	41,4%	21,4%
1930 .....	21,3%	43,2%	35,5%
1960 .....	11,6%	49,5%	38,9%

図 5 「スイスにおける産業構造の変化  
(1888 年～1960 年、農業・林業、工業・商業、サービス業)  
EDK(1964:73)より

黒澤 (2002:473-517) によると、第二次世界大戦後のスイスの主要産業は工業である。これは戦間期に大きく貿易依存度が低下し、国際市場との結び付きが弱くなったことが一つの要因である。スイスの産業が金融業や観光業などに支えられているという一般のイメージとは異なるが、いずれにせよ工業従事者を育成することは半世紀前から国家政策上の重要な課題であった。産業構造にしめる農業や林業の割合が下がったことで、相対的に工業や商業の重要性が上がったのも 160 年代前後である。

#### 4. 3. 教育改革の必要性 (教育的課題)

##### 4. 3. 1. 人口問題に伴う教育的課題

人口問題や産業構造の変化という社会的背景は、それぞれ以下のような教育的課題に結び付いた。教育制度は、国家経済戦略や人材育成の要請との整合性を図るために重要だからである。

まず、人口の増加により公立学校における児童数の増加や教師数の不足といった問題が生じた。Egger (1967:162) によれば、1950 年代から 1960 年代にかけて公立学校の児童数

は 25%増加し、ギムナジウムの生徒数は 10 年間で倍増した。これにより教育機関の受け入れ体制の整備が必要になり、同時に教育の質的な維持の必要が生じた。実際、多くの教育機関で教師不足が問題となった一方で、クラスサイズについては教師 1 人に対して生徒数が 15~18 人に制限されるなど、一方では質的な配慮も行われた (ibid.:164)。

人口移動については、入学年齢、学期開始時期、資格認証などの制度面や、学習計画などの内容面での基本的な教育制度の整備が問題になった。これらの基本構造が確立していなかったスイスでは、カントンや言語圏を越えて児童が移動すると、様々な障害が生ずる。特に教育言語を含む言語の教育は、学校生活のあらゆる局面での問題に関わる。現地の共通語や学校での教育言語を十分に理解できる環境が児童に保障されなければ、児童自身の学習権や保護者の教育権など、基本的人権が侵害されかねない。このような危機感から、出身の有無に関わらず、すべての児童の言語教育に関しては慎重な検討が要求された (ibid.:165-167)。

1965 年には連邦裁判所で、ドイツ語圏におけるフランス語を母語とする児童の教育について裁判が行われた (高橋 2010:36; MacRae1983:124)。この裁判は、チューリヒが私立のフランス語学校に通う期間を 2 年間 (例外として 3 年間) に制限していたことの是非を問うものだった。フランス語を話す児童の保護者はチューリヒの方針に不服を申し出たが、連邦裁判所はチューリヒの判断がカントンの主権の範囲内であるとした。すなわち、この判例では、個人の言語権よりも領域性の原則が優先された。この裁判の例にとどまらず、1960 年代には人口移動に伴い言語教育の体制それ自体が社会的にも問題視されていた。

#### 4. 3. 2. 産業構造の変化による教育的課題

また、産業構造の変化は人材育成の問題につながり、職業教育制度それ自体の整備や、進学制度の調整が必要とされた。経済的な発展にともない、職業教育に進む生徒の学習目的は

多様化し、教育目的の設定を見直す必要や、科学技術など新分野における人材育成の課題も生まれた。従来、職業教育はカントンの完全な管轄下であり、連邦全体で統一的な方針の設定は行われていなかった。また、フランス語圏では実地研修を重視し、ドイツ語圏では座学を重視するというように、言語圏による教育文化の違いもあった(ibid.:168)。このような状況下で、国家戦略としての職業教育の制度整備が必要になった。

職業教育の強化と同時に、高等教育全体も再検討される。これは、60年代のスイスでは普通教育における高等教育課程への進学率が低かったためである<sup>20</sup>。また、後期中等課程をはじめとする教材の見直しや、教員養成の制度改革、教育目的の再検討などに取り組むことになった(ibid.:169-172)。

さらに、進学制度の見直しも行われた。従来、学生は義務教育修了後すぐに、職業教育課程に進むか大学進学課程に進むかの選択をしなければならなかった。しかし生徒に十分な選択の時間を与えるため、前期中等教育と後期中等教育の移行期にインターバルを設けることなどが話し合われた(ibid.:166)。

#### 4. 3. 3. その他の教育的課題

教育目標の再検討も行われた。これを言語圏やカントンを越えた連邦レベルで行い、スイス全体の教育計画を見直すことは、教育的にも効果的に作用するとが期待された(EDK1978:131)。

1970年代以前、各カントンが作成する学習指導要領にはあらゆる点で相違点があった。そもそも教育計画を立てていないカントンもあり、教育計画の適用期間もカントンにより異なった。EDKは教育計画が「言語圏やカントンの文化政策的な基盤を示すもの」である

---

<sup>20</sup> ギムナジウムへの進学率は6～8%、大学への進学率は4～5%であった。また、OECDの調査により、この数値が他国と比べても顕著に低いことが明らかになった(Egger1967:169)。

一方で、「その形式や内容については、一般的な不利益を避けるために必要な範囲で調整されうる」ものとしている(EDK1978:17)。そして、教育計画がカントンごとに異なり他と関連をもたない場合、次のような欠陥が生じると指摘する。

- ・教育計画におけるバランスの不足
- ・教育計画における学術的な質の不足
- ・生徒への必要条件における大きな差異
- ・教材を通じた教育計画の重複

(EDK1977:16-17 より拙訳)

これらの欠陥を克服し、統一的な教育計画を設計することによって、教育上の不平等の解消や、教授法研究の成果の反映などが可能になる。

以上のように、1970年代の教育改革は、社会的な課題と、教育上の効果への期待を背景としており、課題解決のために教育分野では制度面と内容面の改革が進められることになった。それは具体的には、入学年齢や学期の開始時期、義務教育の年限といった基本制度の導入と、教育計画の見直しであった。

これらの教育的課題は例示にすぎないが、第二次世界大戦後の社会的な変動が、あらゆる教育段階のあらゆる教育的課題をもたらしており、これが教育改革の必要条件になった。

#### 4. 4. 第4章のまとめ

本章ではまず、Koordination/ coordination の使用例を分析し、教育主権をもつカントン間が制度上の一体性を実現するためにこれが提唱されたことを論証した。また、1960年代

までは、制度改革の範囲が言語圏の内部に限られていたが、連邦レベルに拡大する余地があったことを示した。

次に、1950年代から1960年代にかけてのスイスの社会問題から、教育上の改革の必要性が生まれた経緯をまとめた。人口の増加にともなって教育期間の受け入れ態勢や進学段階の制度整備が必要になった。また、言語圏をまたぐ人口移動によって、教育に関する学習言語の問題も顕在化していた。

これらの課題への対応として、教育制度や教育計画を連邦レベルで統括し、教育研究の成果をそこに反映させることや教育の平等を実現することが構想された。以上のような問題意識から、1970年代には教育関係者や政治家がEDKや政府機関を主導して教育改革を実行するに至った。

## 第5章 エッガーとEDKの組織変革

EDKが1970年代に教育改革を実行できたのは、当時のEDK最高責任者であったオイゲン・エッガー（Eugen Egger, 1920 - 2011）の功績による。本章では、エッガーが教育制度の変革や教育計画の設計という課題を研究者の立場から分析し、教育改革の実現に尽力したことを示す。

### 5. 1. オイゲン・エッガーについて

60年代のスイス社会において、教育制度における多様性を問題視し教育行政の整備に取り組んだのはオイゲン・エッガー（Eugen Egger, 1920 - 2011）であった。エッガーは近世ラテン語研究で1943年に博士号を取得し、首都ベルンの国立図書館で総合目録部門の責任者を務めていた。その業務の傍ら、ジュネーヴ大学やチューリヒ大学で教鞭をとり、教育学者ペスタロッチ（Johann Heinrich Pestalozzi, 1746 - 1827）や、同時期に活躍したジラルール（Grégor Girard, 1765 - 1850）の研究を行った。

エッガーは1962年、ジュネーヴに新設された「学校・教育的課題に関する文書管理センター Schweizerische Dokumentationsstelle für Schul- und Bildungsfragen」の所長に任命された。このセンターは、60年代に、教師連盟や連邦ユネスコ委員会、内務省がEDKに対して教育に関する情報管理拠点を要請し、設立された組織である。

教育に関する研究機関は、50年代半ばからフランス語圏で増えていた<sup>21</sup>。そのなかでジュネーヴには、思想家であり教育学の発展に貢献したルソー（Jean-Jacques Rousseau, 1712-1778）の生家や博物館があり、スイスの教育研究の中心的な存在であった。

---

<sup>21</sup> 1954年にヴォーのローザンヌでは、第二段階教育のための教育心理学研究センターが設立され、1965年にヌーシャテルでは、教育に関する研究と文書のサービス機関が設立された。

エッガーは50年代から教育研究に携わり文書管理にも明るかったため、1968年から1983年にかけてはセンターの初代所長と第4代EDK最高責任者を兼任することになった。エッガー以前のEDKの責任者はみなドイツ語圏カントンの教育大臣であったが、教育思想や教育制度の研究者からの選出は初めてのことであった。エッガーの在任中、1974年に文書管理センターはEDKの付属機関となり、教育に関する全国の文書管理センターを統括することになった。

#### 5. 1. 1. エッガーの問題意識（1）教育上の問題

エッガーは、1960年代後半に教育制度を紹介する論文を多数執筆している<sup>22</sup>。これらの研究はスイスの教育制度を概観し、教育分野における課題を指摘している。特にSLV(1967)は「スイスの教育制度は壊滅状態にある」(ibid.:167)と述べ、国外の事例を参照し連邦全体で統一的な方針をとることが重要だと主張した。

制度面では、地域ごとに教育制度が異なり、特に言語教育や宗教と教育の関係性についてカントンごとに異なる意見があることを指摘している。また、教材開発の進捗に差異が見られること<sup>23</sup>をエッガーは指摘している(ibid.:169)。また、エッガーは特にドイツ語圏では家庭で用いるスイスドイツ語と、学校で書き言葉として学習するドイツ語の違いがあることで学習上の負担が大きいことに触れている(ibid.:166-167)。

エッガーは教育改革に対して、政策上の効果のみならず教育上の効果も期待していた。エッガーはスイスのキリスト教教師連盟の刊行物において、生徒にとって教育上の不都合とは学内のみならず学外での生活にも関わる問題だと述べている。また、「授業をするだけで

---

<sup>22</sup> EDK(1985:227-231)にエッガーの論文が82本列挙されており、そのうちスイスの教育制度に関するものは18本ある。

<sup>23</sup>教育研究については、研究機関の設立などの点でフランス語圏は比較的先進的であった反面、ドイツ語圏では遅れをとっていた。



なく、人間を育てなければならない」という教育者の観点からの主張があり (KSLV1967:170)、教育改革は政策的な都合から行われたものではなかった<sup>24</sup>。

#### 5. 1. 2. エッガーの問題意識 (2) 施政上の問題

エッガーは、1960年代後半から、言語圏の範囲内では個別に教育制度の一体化に向けた運動が進んでいることを認識していた。特にフランス語圏スイスにおける「ひとつのフランス語圏スイス学校へ」を掲げた運動を、初めて連邦内でカントンを越えた制度調整の例として観察していた。しかし、エッガーはこのスローガンがスイスフランス語圏教師会で62年に提唱された後、進展していないことを批判し、対策を提案している (KSLV1967:172)<sup>25</sup>。

また、EDKは1967年にカントンを越えた教育制度改革のために地域会議を支援し、共通の議題を研究し議論するための専門家委員会を組織したが、この委員会も活用されないままであった。本来は、この委員会が教育統計や教材に関するカントン間での要請について調査を行う予定であった。しかしこれらの活動が遅々として進展せず、全国的な教育改革を行うには統制力に欠けていた。

*Aber was dann? Wir sehen, wie es heute trotz Wissenschaftsrat und trotz Bundeshilfe Mühe hat mit einer Koordination unter den Universitäten; wobei wir die zahlreichen bilateralen Vereinbarungen nicht übersehen wollen. Wie wird es da erst auf dem Gebiet des allgemeinen Schulwesens harzen! (SLZ1967:172)*

(EDK内部の全国的な委員会が教育問題の研究を行うことになっている)だが、

---

<sup>24</sup> 教育改革においては政策的意図が薄かったことを Acklin Muji (2007) も述べている。特に言語教育については、国内の文化的調和や、児童の発育の目的で計画された。

<sup>25</sup> しかし1966年に、フランス語圏では小学校1～4年生向けに共通の教育計画を導入するといった進展もあったことは付言しておく。

それがなんだというのか？今日、学術審議会でもなく連邦政府でもなく、われわれは大学機関のもとで協調に努め、また幾多のカントン間の協定も見過ごすことは出来ない。問題はどうすれば普通教育制度の分野で可能なのだろうか！（拙訳）

エッガーは、統一的な教育制度の実現は諮問機関を通して可能であり、また、連邦レベルの権限行使は地域的な組織の活動を妨げると主張している。すなわち、エッガーは連邦レベルでの教育改革には、連邦政府からの直接的な統括ではなく地域的な視点での調整が必要だと考えていた。

これらの主張をもとに、具体的な行動計画として以下の5項目を挙げている。

1. 教育計画と教育政策は、国家的な、精神的な (geistige)、経済的な問題である
2. これらの課題は学校組織、教育計画、教育改革が受け入れられ、全体が持続的に再検証される場合に解決されうる
3. 教育の問題は最重要である。最善の教育と持続的な教育のみが、永続的な教育改革の成功を保障する
4. あらゆる行動が生徒のために向けられるべきである。ただ教え込むのではなく、全人的な陶冶を促すような教育
5. この教育指針はスイス全土に適用されるべきで、新たな計画と協力の形式が必要である
6. 全国のどの地域も遅れをとってはならない

(SLV1967:173 より拙訳)

このように、教育研究者として50年代から60年代の教育的課題を分析し、教育改

革を国家政策の中に位置づけたのがエッガーである。エッガーは、60年代後半から70年代にかけて、連邦政府とカントンの諮問機関としてのEDKの組織変革に取り組んだ。

## 5. 2. EDKの組織改革にむけて

エッガーはEDKの最高責任者に就任して以来、教育学や教育行政の情報整理を進め、さらにEDKを連邦レベルの教育政策の策定・実行機関として整備した。教育行政の整備を行うにあたり、エッガーは第一に教師連盟と行政機関の連携、第二に国外の事例の参照を重視していた。

### 5. 2. 1. 教師連盟との連携強化

教育改革を実行するにあたり、エッガーは教育政策を国家の経済戦略や財政計画に取り入れることに慎重であった。その一方で、教育は個人の利益や権利と関わるものであり、適切な予算化のためには財政計画が必要だと認識していた（SLV1964:928）。

1960年代のスイスでは、教育分野における課題を連邦レベルで取り扱うことは行われていなかった。言語圏やカントンが個別に教育に関する評価活動を実施することはあっても、言語や文化の共通する範囲内で問題提起が行われていたにすぎなかった<sup>26</sup>。そこで、地域的な課題を俯瞰し、連邦レベルでの課題を解決するために具体的なアクションを決定し、計画し、実行する機関が必要であった。

エッガーは、カントン間の自発的結束を促す機構の設立を構想していた。1964年4月の

---

<sup>26</sup> EDKは19世紀末から存在したものの、「決議」のかたちで政策化がなされたのは1970年「協定」が初めてであった。1970年以前は、定期刊行物 *Archiv für das schweizerische Unterrichtswesen* で地方会議における議論や各カントンの教育状況を報告するのみであった。

EDK ベルン会議においてエッガーは、ドイツ語圏グラールス教育局長に対して教育制度の「自発的な均衡化」(ibid.)の必要性を訴えている。また、カントン間の児童の移動を支援するために「諮問委員会あるいは作業部会 konsultative Kommissionen oder eine Arbeitsgruppe」(ibid.)の創立を主張した。すなわち、カントンの自発的な意思に基づき、かつ、カントンの政策的方向性を決定し修正する組織を構想していた。

教師連盟の中では、連邦政府内に教育省を設立するべきだという意見もあった(ibid.:929)。これは、カントンが互いに教育計画を対応させることは不可能であるという主張に基づく。しかし、連邦主義のスイスにおいて上位の決定機関を置くことは60年代の教育行政に混乱と硬直をもたらすとして批判された。また、連邦内閣の協議においても教育行政機関の設立については結論が出ず、教育制度の一体化という課題を実現するための具体案についての疑問を残したまま議題が投げ出されていた(ibid.)。

このように既存の行政機関の内部では議論の收拾がつかないなかで、いずれにせよカントン行政府の上層部に決定権をもつ機関が設立されることをエッガーは確信していた。カントンは教育主権を温存しながら、その方向性については連邦政府が査定し、教育行政を統括することを構想した。そのためには、教育省のような立法機関でもなく、カントンを拘束する行政機関でもないような組織が必要であった。そして、カントンの教育局長が集まり、教育研究の蓄積もあるEDKの行政機能を強化することになった。

#### 5. 2. 2. 諸外国の研究

エッガーは教育行政の改革を行うため、欧州諸国の研究を怠らなかった。例えば、1964年4月にロンドンで行われた第四回欧州教育大臣会議にエッガーは出席し、スイスとドイツのみが教育省にあたる組織を有していないことを発見した(SLV1964:927)。教育行政を国家レベルで統括する機関を欠くことは、スイス国内に統一的な教育指針が存在しないこと

を意味する。連邦制のもとでカントンに教育主権を任せてきたスイスにとって、教育行政を整備するには連邦主義と国家の政治的一体性とのバランスを問う意思決定が必要であった。

また、エッガーは欧州における教育行政改革に共感していた。フランス教育大臣クリスチアン・フシェ (Christian Fouchet、1911-1974) やルイ・クロ (Louis Cros、1908-2000)<sup>27</sup>をはじめとして、欧州各国の教育当局は人口増加、教師や教育機関の受け入れ態勢の限界などを問題視しており<sup>28</sup>、スイスも欧州レベルでの政策化の動きに関心を示していた(ibid.:927; Egger1967:173-174)。

エッガーは、国外の教育行政と接触するうちスイスの教育がカントンによる 26 通りの複雑な構造をしており、他国からの「教育の崩壊モデル (eine Art Bildungsexplosion)」(Rohrer1985:107) との認識を問題視していた。教育改革の進む欧州諸国に囲まれながら、スイスの教育に明確な方向性が存在せず、教育研究の成果が反映されないことは国家の威信にも関わる問題であった。

エッガーは特に、ドイツの行政組織を参照して EDK 改革の構想を発展させた。ドイツは連邦制をとり、スイスと同じく教育省が存在しない。1948 年には当時 17 あった州 (Land) の教育大臣による「各州文部大臣会議 Kultusministerkonferenz (KMK)」が設立され、エッガーは EDK との比較を行っている (SLV 1964:929-931; KSLV1967:162-174)。

ドイツの各州文部大臣会議は、定例会議を主催し、常設の事務局も有する点で EDK と共通した組織構造をもつ。また、法的拘束力のない決議文書によって州議会に勧告する点や、

---

<sup>27</sup> 1930 年代後半から 1970 年代にかけて活躍した教育学者である。1940 年に現在の大学間教育学情報委員会 Comité Universitaire d'Information Pédagogique (CUIP) を創立し、1970 年まで責任者を務めた。

<sup>28</sup> 1960 年代、教育分野の改革は米国でも注目されていただけでなく、UNESCO など国際機関でも度々議論された世界的な課題であった。

会議の議題がボトムアップ方式で提案される点も EDK と共通している。

EDK とドイツの各州文部大臣会議の相違点は、会議の頻度と意思決定のプロセスである。EDK は年に一度の総会以外は分野別委員会が不定期に開かれるのみであるのに対し、各州文部大臣会議は 2 ヶ月に一度の頻度で作業部会を行っていた。そして設立からわずか 16 年間に 100 回の会議を開催しており、64 年間で 80 回しか会議を行っていない EDK との差は歴然であった。EDK と異なり、ドイツでは地域会議という仕組みも存在せず、各州が総会へ直接的に議題を持ち込む点も、意思決定の早さに影響している。

16 年間のうちにドイツの各州文部大臣会議が実行した教育行政改革は、州や地域により異なる教育制度を共通の基盤の上におく「デュッセルドルフ協定 *Abkommens zwischen den Lander der Bundesrepublik zur Vereienheitlichung auf dem Gebiete des Schulwesens*」(1955 年) や、連邦政府と州、教育機関の連携を強化する協定 (1957 年)、全日制学校での 9 年間の教育義務化 (1959 年) であった。これらは 1970 年以降に EDK が教育改革を行う際の参照材料となった (SLV 1964:929-930)。

エッガーはドイツの他にも、産業国を中心に各国の教育制度を観察していた。とりわけ国家レベルで教育段階を設定し、初等・中等教育では共通プログラムを、高等教育では専門分野に特化したカリキュラムを敷くというフランス、ベルギーやアメリカ、スウェーデンの例を参考にしていた。教養教育と専門教育の教育目的を区別するこれらの事例は、スイスにも応用しうる好例であった (ibid.:926)。

また、国外の事例を積極的に参照することは、エッガー自身だけでなく教育分野に関わるすべての組織にとって必要なことだと考えていた。スイスは、ペスタロッチやジラールといった教育学研究者の功績によって教育学が発展し名声を得ている。こうした国内の基礎研

究での実績を活かしつつ、さらに国境を越えて教育に関する議論を展開する必要があると主張する (SLV1967:171)。

以上のように、エッガーは国外の教育行政を積極的に参照しており、他国の教育制度との比較によってスイスの取るべき方針を検討した。そしてスイスにおける教育改革への文脈化に際して以下のようなコメントを残した。

Aus dem Gesagten geht wohl eindeutig hervor, dass für die Schweiz eine Schulplanung nicht nur notwendig, sondern auch möglich ist. Alles hängt von der Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren ab. Sie muss den passiven Föderalismus überwinden und sich zu einer Politik des aktiven Föderalismus bekennen. (SLV 1964:930)

「以上のことから明らかなのは、スイスにとって教育計画は必要なだけでなく、これが可能だということである。すべては EDK にかかっている。EDK は受動的な連邦主義をから、積極的な連邦主義の政策への転換を認めねばならない。」(拙訳)

同じ連邦制をとるドイツにおいてわずか 10 年で成し遂げられた教育改革は、エッガーにとって重要な参照事例であった。エッガーは、ドイツの事例をもとに、連邦レベルでの統一的な教育計画が可能であること、また、これを具体化するドイツの各州文部大臣会議のような政策組織が不可欠であることを確認した。

### 5. 3. EDK 改革のメルクマール

以上のような経緯でエッガーは EDK の改革に取り組んだ。Arnet(1985)によれば、この

組織改革におけるメルクマールは以下の三つである。

- a. 国家の教育政策上の重要機関として EDK の地位を強化すること
- b. EDK は専門的また政治的的局面において独立した行政の遂行と政策の策定を行うこと
- c. EDK は各地域で発生した問題についての助言を担うこと

(Arnet1985:70 より、拙訳)

改革を実行した 1960 年代後半に EDK の責任者を務めていたエッガーは、ドイツのように新たな行政機関を設けるのではなく、既存の EDK の組織を発展させる選択肢をとった。EDK は 1913 年に連邦政府から直属機関としての地位を与えられており、この行政上の効力をエッガーは強化しようとした。教育省の設立に対する抵抗を回避した結果でもある。

また、エッガーは EDK を、政府から独立し事務や企画を行う行政機関として再定義した。1968 年には設立規則を連邦憲法とは別に定め、組織構造も EDK 内部で独自に整備した。これは、EDK が連邦レベルで教育制度を扱えば所轄事項が増大することは明らかであり、臨時の総会や委員会では対応しきれないとエッガーが予想したためだと考えられる。

そして、エッガーはカントンの教育に関する主権に対する EDK の効力も強化した。これは連邦憲法との整合性を図る上でも重要である。なぜなら連邦憲法では、連邦はカントンに教育行政上の主権を委ね、連邦政府それ自体がカントンに強制的な措置をとることを認めていないからである。エッガーは EDK に新たな効力を与えることで、カントンの教育政策に意見する組織体にした。

連邦制をとりカントンに教育主権があるスイスにおいては、カントンの主権を尊重しながら一貫した教育政策を実行することが望ましい。エッガーが行った EDK の組織変革は不



可欠のプロセスであった。

#### 5. 4. 第5章のまとめ

本章では、第4代EDK最高責任者であったエッガーが、教育研究者という立場から教育改革を実行するに至る経緯をまとめた。

エッガーの教育研究によれば、1970年代までのスイスにおける教育制度は、カントン間の制度調整に向けた意識が存在していながら、歩みがそろっていなかった。カントンごとに個別の教育制度は、政策面の一体性を図ることができないだけでなく、児童への教育的な効果もあることを教育研究者であるエッガーは懸念していた。

また、エッガーは教育制度の調整を地域レベルではなく連邦レベルの政策として認識していた。カントン間の協調に向けた動きが全国に散在しており、こうした運動を拡大する可能性を認識したことや、欧州諸国の教育行政を参照してスイスの教育政策も強化する必要が意識されたためである。

そして、連邦政府とカントンのどちらでもない諮問機関を設立するにあたって、EDKの組織変革を実行した。これは、EDKに全カントンの教育行政を担当する者が集まり、教育研究の蓄積を共有したためである。EDKは連邦政府とカントンの中間に位置する諮問機関として機能するようになり、これが教育改革の実現につながった。

## 第6章 1970年10月29日「学校間調整に関する協定」

1970年の「学校間調整に関する協定 Konkordat über die Schulkoordination」（以下、協定と略す）は、スイスにおいて初めて全国的な教育制度の基本原則を示す文書である。本章では協定の成立過程をもとに協定の内容を精査し、この文書の成果と問題点を検討する。

### 6. 1. 採択までの過程

エッガーによってEDKの裁量は拡大した。しかし諮問機関としてはカントンや連邦政府に対する効力が不十分であった。エッガーは、連邦官僚と協力し、教育制度の一体化を規定する1970年の「協定」を成立させた。

連邦政府においては、60年代半ばから教育行政上の裁量が強化された。連邦政府は、特に科学と医学分野の支援を拡充するため、それまでカントンが出資していた大学を支援することになった。このために1965年、大学などの高等教育機関を管轄する常設機関として、「連邦科学庁 Schweizerischen Wissenschaftsrates (SWR)」が設立された。連邦科学庁は奨学金や高等学校の政策などの教育行政を連邦レベルで主導した (WBF2018)。

エッガーは教育改革を実現するにあたり、行政機関との連携の強化を推進した。これは、カントンの地域的な動きについての情報を統括する上で不可欠な作業であった。

#### 6. 1. 1. エッガーとギュイド・アイゲンマン

1966年には、連邦政府の閣僚とEDKによる「教育的課題におけるカントン間の協働のための委員会 Kommission für interkantonale Zusammenarbeit im Schulfragen」の第1回会議がチューリヒで行われた。この際、ドイツ語圏ザンクトガレンの教育局長であったギュイド・アイゲンマン (Guido Eigenmann, 1910-2003) は、エッガーを委員会の議長に任命した (SPR1966:380)。

エッガーは教育改革についての提言を EDK 総会で行う前に、この委員会において教育に関する地域的な議題を整理した (SLV1967:579-581)。特にフランス語圏では教育改革が進んでいた。「ひとつのフランス語圏スイス学校へ」運動や、フランス語圏の EDK が教育研究の成果を独自の刊行物で発表する等の成果が挙げられる。また、学期の開始時期が秋に統一され、入学年齢を入学年の 8 月 31 日時点で 6 歳とすることを既に制度化していた。さらにフランス語圏では、教育制度のみならず教育計画や教材も統一することを立案するまでに踏みこんでいた (SPR1966:75-384; SLV1967:580)。

他方でドイツ語圏の議論は地域ごとに差異が目立つ。中央部のドイツ語圏は教育制度の一体化に積極的であり、共通教科書の出版をきっかけにカントン間の協働作業が進んでいた。1965 年からは EDK の地域会議が常設化し、公立学校における統一的な教育計画の実現を勧告した。北部のドイツ語圏では入学年齢の変更や、公立学校における外国籍児童の統合問題が議題となっていた。一方、東部のドイツ語圏は教育制度の一体化を地域レベルで図るか、連邦レベルで図るかの議論がなされ、具体的な教育制度の調整には着手していない (SLV1967:580)。

ここでエッガーが率いる委員会は、地域レベルで行うべき改革と連邦レベルで行うべき改革の区別を迫られる。1967 年 5 月の時点で委員会が決定していた事項には、各カントンの出資によってすべてのカントンにおける教育統計を実施することや、エッガーが所長を務めるジュネーヴ文書管理センターに公立学校に関する教材データを集め、調整のための基盤をつくること等があった。そして委員会は EDK の作業部会の開催を統括することで、全国的な教育制度の統一に向けた実権を握ることになった (ibid.)。

このようにしてエッガーは、アイゲンマンとの連携により EDK と政府直属の「教育的課題におけるカントン間の協働のための委員会」を率いて教育改革の土台を固めていった。

## 6. 1. 2. エッガーとハンス・ユーリマン

政策の実行にあたり、エッガーと国会議員との連携も重要であった。特にエッガーを助けたのは上院議員ユーリマン (Hans Hürlimann, 1918-1994) である。ユーリマンはドイツ語圏ツークの教育局長であり、エッガーが提唱した教育改革を連邦内閣に持ち込んだ重要人物である。

ユーリマンは、教育制度の統一的な規則を定める EDK の決議文書として「勧告」では不十分だと考えていた。そこでカントン間の「協定」という形で法的基盤の上に教育改革を実行しようとした。連邦憲法のもとでは、カントンの教育主権を連邦政府が拘束することは不可能である。しかしエッガーはユーリマンとの協力により、制度改革を教育の範囲内のみならず、政治的な効力を与える制度とすることができた。

学期の開始時期や義務教育の開始年齢など、教育改革の具体的内容を含んだ「協定」の草稿は、ドイツ語圏のチューリヒ議会で採択され、同じくドイツ語圏で保守派の勢力が強いウーリでも 1967 年 6 月に採択された。ユーリマンは各カントンの教育局長による教育改革への流れを汲み、1969 年 3 月の連邦内閣で文書を提出した (Hürlimann 1985:15)。

もちろん改革には、反対意見もあった。特に連邦政府の保守派である、農業従事者や中産階級政党からの批判は強かった。エッガーは反対多数による否決を防ぐため、内容面での妥協と引き換えに、協定の成立という形式的な成果を優先し可決を急いだ。その結果 1970 年 12 月 14 日、連邦内閣で協定が可決され、エッガーとユーリマンが署名した (ibid.:16)。

採択当初は 21 のカントンが加入し、それぞれのカントンに対して協定に沿った措置の実施が義務付けられた。ここで小規模の、あるいは言語的少数派のカントンは、大規模のカントンが本協定と秋の学期開始を賛成多数で可決した後で教育法の規定をそろえた (ibid.)。

## 6. 2. 「協定」の内容

全体として「協定」は抽象的である。学期開始時期や義務教育の開始年齢と、義務教育の期間、またマトゥーラ取得までの年限といった基本原則のみが定められ、具体的な規則は1975年の「勧告と決議」を待つことになった。

具体的な内容は、以下の四つの部分に分かれる。第一に、EDKの設立根拠を規定する。1条「目的」では、「すべての加盟カントンが、学校の発展と各カントンの規則の協調に向け、公法に基づいてカントン間の機構を設立する」ことを宣言し、カントンが個別に教育行政を担う従来の体制からの革新を謳っている。この条文はまた、EDKが連邦政府にもカントン行政にも属さず、両者の中間で調整力を行使する組織であることも意味している。EDKの機能を宣言しながら、主語は「すべての加盟カントン」であり、この点に連邦主義というスイスの政治体制が表れている。

第二に、新しい教育制度の基本原則を具体的に定めている。2条は、義務教育の開始年齢を6歳とすること、就学期間は男女共に9年未満とすること、義務教育の就学期間は原則として12年とすること、学年歴は秋から開始することをすべての加盟カントンの「義務」として規定している。これらの項目は、いずれも1964年にエッガーが発表した教育制度の調査に含まれていた（SLV1964:64）。

3条では、指定の分野におけるカントンごとの指針を決定することを「勧告」する。カントンは教育計画や、教材、教員養成などについての指針を決定し、EDKの監査を受ける。カントンの教育主権を認めている点は連邦憲法の規定どおりであるが、査察はEDKによる連邦レベルの基準で実施される。

4条では、加盟カントンと連邦政府の協力を規定し、そのために必要な実行機関の設立を宣言している。この条文は、エッガーが強化したEDKの諮問機関としての機能を反映させ

たものと考えられる。法的な観点からは、カントンと連邦政府の関係について、EDK のような機関が介入し決定できるかどうか疑わしい。だがカントンによる個別の同意というかたちで協定が成立している以上は認められるものと考えられる。

第三に、協定は EDK の組織体制や活動に関わる手続きを定める。まず、加盟カントンが 2 条から 4 条に定められる基本原則の実行において、EDK に権限を委譲することが 5 条で規定されている。また、費用の分担方法や、地域会議の組織、協定に関する紛争処理手続きについて、EDK の運営に関する基本的な内容がまとめられている。70 年協定は EDK の革新を証明する文書であり、カントンの教育行政に諮問的な効力を発揮する機関であることを宣言している。

第四に、加盟カントンの実行について規定する。2 条から 4 条に定められる内容の実行期限や、EDK への加盟・脱退の手続きが定められるなど、EDK への所属により一定の拘束力がカントンに生じ。特に手続きの設定は、教育制度に関する基本原則が実行されることを保証する意味で重要であった。

### 6. 3. 「協定」の成果

1970 年の決議は、エッガーが組織変革を行なった EDK の位置づけを明確にした。また、従来は個別に教育政策を実行してきたカントンが共有する精神を言語化した。さらに、協定はスイス全土の教育制度に関する基本的な原則を明文化した。

19 世紀末に設立されて以来、EDK は国内の教師間や国外の教師連盟との連絡を担うことはあっても、カントンや連邦政府と連携して教育政策を主導する立場にはなかった。Arnet (1985:70) に示される三つの軸に沿った組織変革によって、EDK はスイスの教育政策上の重要機関に位置づけられ、教育行政と教育研究のプラットフォームになった。この変化を明

文化したのが協定の1条である。

また、カントンの間で教育制度を強調させるという意識が2～4条で具体的に示された。KSLV (1967:172) でエッガーが指摘したように、60年代後半にフランス語圏では教育制度の一体化に向けた運動が発展しつつあり、「ひとつのフランス語圏スイス学校」という標語が掲げられた。だが、ここでの coordination はあくまで言語的・地理的な一体性が保たれる範囲内での目標であった。ドイツ語圏の教師連盟との接触や、運動の範囲を全国的に拡張する構想があったにも関わらず、言語圏を越えた制度調整は1970年代まで具現化されていなかった。タイトルや1条の条文に見られるように、70年の協定は Koordination/ coordination が全国のカントン間における共通目標であることを示した初めての文書であった。

さらに、協定は、義務教育の開始年齢や就学年齢の設定などの基本制度を具体的に示した。協定の作成にあたって、初めて連邦レベルで教育制度に関する調査が行われ、制度調整の必要な分野が明確になったことも協定の成果である。「学校間調整に関する協定の30周年を記念する声明」(EDK2000) は、協定が30年間にわたって教育に関するカントン間の協働作業の根拠となり、教育政策と教授法の発展を実現させたことを評価している。協定には法的拘束力がないものの、3条の「勧告」が各カントんに教育調査を促し、教育制度に関して専門家による議論も深まった。また、国内の制度を統合し、教育分野における国際競争にも対抗できる (ibid.:1)。

#### 6. 4. 「協定」の問題点

一方で、1970年の協定は具体性に欠け、それ自体が重要な制度改革をもたらしたものとはいい難い。エッガーはカントン間の協働の意思を明文化し、教師連盟や地域会議との連携の枠組みを定めるという形式的な効果を優先した。だが、協定の採択を実現するため、以下

の二点において妥協を行なったことが影響している。

一つ目は、教育制度に関する妥協である。協定は、いわば教育の枠組みに関する原則であり、教育内容の変更についてはカントンに任せ、EDK は監査をするのみと規定している。規定の原案が話し合われた会議では、教育内容は地域の個別的な事情に関わる事項のため、規則を具体化しすぎてしまうと協定の採択に至らないという懸念があった。協定を「立法上のもの gesetzgebend」にするか、「立法を勧告する gesetzempfehlend」文書にするか、という選択に迫られた EDK は、より連邦主義的ともいえる後者を取り、想定される抗議を回避し協定の採択を最終的に実現させた (Rohrer1985:109)。

二つ目は、小規模かつ財政的に弱いカントン、あるいは少数派言語を使用するカントンに対して、一定の自主性を認めたことである。このようなカントンでは、カントンの意向と連邦政府の意向のバランスが取りにくいいため、最終的にはカントンの主権が連邦の決定よりも優先される。これについてユーリマンは「連邦国家というわれわれの考えは、主権をもったカントン間の同権と調停という友好的な考えに依拠する」(Hürlimann1985:16) と振り返っている。

本協定成立の段階では、言語教育に関する規定は含まれていなかった。しかしこれは、エッガーが言語教育に無関心であったからではない。エッガーは SLV (1964:107) で言語教育の構造改革を教育上の課題として挙げている。また、各言語圏における第一異言語 (= 第二国語) として、フランス語圏の第二国語はドイツ語、ドイツ語圏においてはフランス語、イタリア語圏においてはドイツ語あるいはフランス語であると明言している。この資料からは、エッガーが国語の相互学習を明白な仕組みとして認識していたことがわかる。



## 6. 5. 第6章のまとめ

本章では、1970年にEDKが発表した「学校間調整に関する協定」の作成過程、内容、言語政策分野における成果および問題点を示した。

協定は、教育行政における政策上の組織体としてのEDKの設立根拠を示した。また、組織体制や活動規則も定めた。これらの規定によって、EDKは以前よりも連邦政府やカントンに対して強い発言権をもつことが示された。

また、協定は言語圏を越えた全国レベルでの教育制度の基本原則を定めた。平準化に至った制度は決して多くなかった。しかし、協定は地理的にも言語的にも異なる全国のカントンが相互に歩み寄ることを具現化した。この意味で協定は、カントン間の協調の意思を象徴する文書であった。1960年代後半から、地理的にも言語的にも共通点が多い言語圏の範囲内でカントン間の協調にむけた運動は行われていたが、具体的な制度設計には至っていなかった。このように協定の前史を鑑みると、協定が実現した成果は大きい。

一方で、協定が採択される過程で内容に関する妥協があり、教育制度としては不十分な面もある。これは、エッガーや連邦閣僚が協定の形式的成立を優先したことが影響した。詳細な規定が避けられた分野の一つに、言語教育がある。この点は、次章で論じる。

## 第7章 1975年10月30日「義務教育課程での全児童への第二国語教育における改革と協調の導入に関する勧告と決議」

1970年の「協定」は、教育制度の全体に及ぶ規則について、その最小限を定めることに成功した。その後、言語教育制度を明文化したのが1975年の決議である。本章では、1975年の「義務教育課程における全児童への第二国語教育における改革と調整の導入に関する勧告と決議」（以下、「勧告と決議」と略す）の成立過程と内容を概観する。

### 7. 1. 「勧告と決議」採択までの過程

1970年の協定で合意が難しいと考えられた分野に、言語教育に関する制度の調整があった。エッガーが先行して教育改革を実行した背景の一つに、人口移動に伴う言語教育の問題があった。そしてEDKは、協定の発表直後から言語教育制度の改革に取り組んだ。

まず、スイス教師連盟（SLV）の代表者からなる調査チームに対し、既存の言語教育制度に関する予備調査を担当させた。スイス教師連盟はこの予備調査を拡張し、連盟とは独立した責任者を任命し、1972年に調査プロジェクトを開始する。1973年4月13日には「義務教育期間における現代語教育の導入と協調のための専門家委員会 Expertenkommission zur Einführung und Koordination des Fremdsprachunterrichts in der obligatorischen Schulzeit」が組織され、1960年代に欧州評議会が発表した文化政策と言語教育に関する勧告を参照しながら<sup>29</sup>、カントン間で異なる教育制度の協調に向けた政策を模索した（EDK1995.:23）。

この専門家委員会は、言語教育を義務教育課程で必修化することを前提に、「各言語圏における第一異言語の決定」「第一異言語としての英語の排除」「義務教育課程での第一異言語

---

<sup>29</sup> EDK（1975）によると、欧州諸国における現代語教育や口頭表現の早期教育の導入という改革に対してスイスの多くの学校が積極的に協力した。

の必修科目化」「教授法の適切な教育を受けた教員による教育」の実現を目標とした。国語と異言語の必修化には、言語圏間の協調と相互理解という教育政策的な意図のほかに、思春期における児童の心理的発達を促進するという教育的な効果が確認されたことが背景にある。同時に、第二異言語に費やす授業時間や、教員養成についても議論がなされた (Acklin Muji 2005 : 94-98)。

1974年6月20日、EDKは最終報告書と委員会の提案を公表し、カントンやゲマインデ、教師連盟から意見を求め、翌年に総括を発表した。この評価結果をふまえて専門家委員会が編纂したものが「勧告と決議」の前身となった。1975年9月1日のEDK作業部会では、この決議文書の内容を討議し、教育計画の設計を独立の委員会に担当させた。そして10月30日ツークで行われたEDK総会において決議文書が承認された (EDK1995:24)。

## 7. 2. 「勧告と決議」の内容

スイスの言語教育史上に1975年の「勧告と決議」は国語の相互学習に関する基本指針を示す決議文書として位置づけることができる。文書には、言語教育に関する事項とともに、前項で述べた1970年の決議後の専門的調査に関する経緯の説明も含まれる。また、冒頭には、決議内容が協定3条に基づくことを明記している。

決議内容は、「A」から「C」の三つの部分に分かれている。A規定は、第一異言語 (= 第二国語) の教育についての規定である。具体的には、第一異言語教育を必修科目とすること (A1)、各言語圏における第一異言語の決定 (A2)、第一異言語としては国語か英語 (選択科目) を教育すること (A3)、そして異言語教育は適切な教育を受けた専門能力のある教師が行うこと (A4) を規定している。

第一異言語については、フランス語圏カントンではドイツ語、ドイツ語圏ではフランス語

(ただし、スイスドイツ語と標準ドイツ語のダイグロシア状況を考慮する)、イタリア語圏ではドイツ語(第二異言語はフランス語、ティチーノ州では一部の生徒を除き、第一異言語がフランス語)、ロマンシュ語圏ではドイツ語(第二異言語はフランス語)とすることを具体的に規定した。A3は、第一異言語として英語も国語と同じように認めているが、A2で明確に各言語圏での第一異言語を指定していることから、英語は原則として第一異言語にはならない。

B規定では、まず第二国語の教育についての詳細を定めている。まず、第二国語教育を小学校の4年次または5年次から開始する(B1前半)。また、義務教育が終了する前期中等教育課程までに配置し、一部を除くカントン間で到達度の均衡が図られるよう勧告する(B1後半)。B規定はさらに、第二国語が教育計画において最優先事項であること(B2)を明記した。

また、B規定の後半部分では、第二国語教育の方針や教員養成におけるEDK内部の専門家委員会の役割を決めている(B3,4,6,7)。勧告という形式ではあるが、カントンの教育主権に関わる重要な制度改革である。

C規定はEDKのカントンに及ぼす効力を定めている。特に第二国語教育の制度を整備するにあたり、決議文書の実効性を高めるためにこれが加えられたことが推測される。

最後に、D規定は、EDKの具体的な行動計画の列挙である。第一に、カントンへの勧告という間接的な手段によって、第二国語の教育制度の協調を実現することを規定する(D1)。そして、初等教育や異言語教育の教授法に関わる制度設計の支援をEDKや専門家委員会が行うことを規定する(D2)。EDKは諮問機関に過ぎず、カントンの政策には助言する立場にあるものの、制度改革の実行性を高めるためカントンに対して強い権限をもつ。また、専門家委員会を通じて、教授法に関するノウハウをカントンに提供する役割も負う。

### 7. 3. 「勧告と決議」の成果

採択実現を可能にするために、言語教育に関しては具体的規定に踏みこむことの出来なかった 1970 年の決議に比べ、1975 年の決議は規定内容がより具体的になり、各カントンに対する拘束力も強くなった。

第一に、各言語圏における第一異言語を国語の中から指定し、義務教育課程における必修科目とした。これはスイス国内において、言語政策史上にとどまらず、言語教育政策史上の画期的な成果である。

連邦憲法には全国レベルでの複数言語使用や、言語圏間の協調が規定されているが、特定の言語圏における第二国語や言語教育の制度を規定する条文はない。また、1970 年の決議にも第二国語教育のことは含まれていない。このような文脈の中で、1975 年の決議に含まれる A 規定や B 規定は革新的である。なぜなら、カントンやゲマインデが当該地域のみ教育主権を有するという領域性の原則に大きな変更を加えることになるからである。

この規定に関する言語圏間の合意は、即座に達成されなかった。1960 年代後半、EDK のフランス語圏地域会議ではすでに義務教育課程に第二国語教育を導入することを決定していたが、ドイツ語圏や多言語カントンの地域会議はこれを導入していなかった。そして 1975 年の決議に対して、提案の修正を EDK に求めたという経緯もあった (Acklin Muji 2007 : 98)。

このような意見の相違があったにも関わらず、1975 年の「勧告と決議」は多くのカントンが第二国語の授業を導入する根拠になった (EDK2018b)。1970 年の段階ではエッガーも自明の仕組みと考えており明文化していなかった国語の相互学習は、1975 年の決議によって名実ともに制度化された。国語の相互学習は、現在ではスイスの多言語主義と領域性の原則の両立を維持するための重要な仕組みであるが、70 年代は現在ほど英語の勢力拡大が認

識されていなかったことが有利に働いたためか、現在に通ずる言語的調和の大原則が決議文書に起こされたことは重要な成果である。EDK は専門家委員会による調査やカントンの協議を行って一貫性のある規定を実現した。

第二に、1975 年の決議は言語教育における第二国語の優位性を承認した。これは英語教育に対する優越と、教育全体での優越という二通りに解釈できる。Acklin Muji (2007:94)によれば、1975 年決議の成立過程において英語教育は全く問題にされなかった。そして第二国語の重要性は、「隣接する言語圏間の先入観を回避する」(ibid.:95) という、文化政策上の目的で決定された。このように考えると、1975 年の決議は 1970 年の決議に始まる教育改革の中で、国語教育の重要性が認識されたことの証左として捉えることができる。

他方、A3 の規定では第一異言語の候補として国語教育と英語教育が並列している。この規定は、第二国語と英語の学習順序を定めておらず、カントンの解釈によっては第一異言語には第二国語を選び、英語を先に教育することも可能である。しかし B1 の規定によれば、第二国語の教育は思春期前までに開始されなければならないため、英語よりも第二国語の教育を早期に行うことがカントンには実質的に義務付けられる。このような議論が可能なたため、1975 年の決議が宣言している第二国語教育の優越性は、英語教育に対するものと解釈することも可能である。

いずれにしても 1975 年の決議は「第一異言語」と「第二国語」、また「第二国語」と「外国語教育＝英語教育」を明確に区別した。この点から、70 年代の教育政策における言語教育の重要性は十分に認めることが出来る。

第三に、1975 年の決議は EDK の機能を拡張した。1970 年の協定では、エッガーが構想した EDK の諮問機関としての機能が強調されていた。1975 年の決議においては、言語教育分野に関しても EDK はカントンの教育主権に関わる立場にあることが示されている。特

に教授法の専門家委員会は、カントンによる教育計画の設計や、教員養成に大きな影響力をもつ。この委員会は 1975 年の決議の末尾に添付された「付属資料 B」<sup>30</sup>において詳細に教育目標と教育方法に関する見解をまとめており、カントンはこの資料に基づいて教育計画を設計することが勧告されている。

#### 7. 4. 「勧告と決議」の問題点

##### 7. 4. 1. 内容について

課題として残されたのは、言語教育の開始学年についての規定についてである。B 規定の前半部分は、第二国語の学習開始年齢を具体的に表現せずに、「思春期前」（初等教育の 4 年次あるいは 5 年次）という抽象的な表現を採用する。これは各言語圏が第二国語教育の方針について合意に達しなかったためである。

交渉が失敗した原因は、特に中央スイスの教員団体から、児童と教師の過剰な負担についての懸念が主張されたためである。中央スイスのドイツ語圏では、日常的にスイスドイツ語を使用し、学校ではまず標準ドイツ語を教育する。フランス語圏と同じように言語教育を進めることのできない事情は理解に難くない。また、イタリア語圏ではフランス語教育を 1 年次から開始していた (KSLV1974:669)。このように、公用語の性質によって言語教育制度が異なり、容易に全体を統合することは容易ではない。

この問題は、児童がカントンを超えて移動する場合により複雑となる。この点で、人口移

---

<sup>30</sup> 例えば、「現代語教育の基本概念」として、他の言語圏に対する寛容さを育てることや、母語による言語構造の知識を異言語学習に活かすこと、言語能力を 4 技能に区別して教育することなどを提示している。ここに含まれる言語能力観は、70 年代以降、欧州評議会でも本格的に議論されるものと類似している。スイスは 1962 年 7 月 13 日に欧州評議会の「文化協定」に署名し (Conseil de l'Europe 2018)、欧州評議会による「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)」の作成過程にも関与した。相互の情報交換については、さらなる研究が必要である。

動の問題への対処として計画された教育改革が、当初の課題を完全に解決したとはいえな  
い。とはいえ、この問題はそもそも制度によって解決されないとすれば、この時点で先送り  
にされた事情も理解できる。

また、第二国語の必修化について、高橋（2015）が指摘するように、4つの国語の間に優  
先順位がつけられたことには疑問も残る。1975年の決議ではドイツ語とフランス語が連邦  
内の「大言語」として全国的に学ばれるのに対し、「小言語」であるイタリア語とロマンシ  
ュ語の位置づけは、公用語に指定されている地域でしか話されないまま固定されている。

ただし連邦全体としては、60年代から70年代にかけて小言語への配慮が全くなかった  
わけではない。60年代半ばには、公共サービスの提供における小言語への配慮に関する政  
令が出されている（Schweizerische Bundesrat 1983）。この政令は1980年に改正され、イタ  
リア語を公用語として使用することも公認している<sup>31</sup>。

実際には、イタリア語圏やロマンシュ語圏における学校や職場は限られ、隣接する他地域  
の大言語を学ぶことは必要不可欠であるから、イタリア語やロマンシュ語の話者にとって  
不都合は生じないように思われる。だが本来、人口比の変容の問題へ対応するために国内の  
教育制度を調整するという実用的な試みが、結果的にこのような序列を含むことは指摘し  
ておくべきだろう。

#### 7. 4. 2. 拘束力について

エッガー自身は SLZ（1976:1515-1517）において、協定の採択後に以下の課題を指摘し  
ている。一点目は、協定にすべてのカントンが加盟していないことである。76年の時点で

---

<sup>31</sup> 1978年にヴォー出身議員のジャン・パスカル・デュラムラ（Jean-Pascal Delamuraz, 1936-1998）は「連邦業政府内の言語的少数派の地位に関する質問書 Postulat Delamuraz. Sprachliche Minderheiten Minorités linguistiques」を提出し、これを受けて1980年の政令改正が行われたものと考えられる。デュラムラは連邦政府内において、ラテン語の勢力が相対的に弱いことを指摘した（Schweizerische Nationalrat 1978:587-591）。



は 20 のカントンが協定に加盟したが、バーゼル・シュタットやベルン、アールガウ、シュビーツなどドイツ語圏を中心に加盟しないカントンもあった。協調政策への関与は 70 年当初より薄れていることを懸念する (ibid.:1516)。

また、協定の規定内容を実行するための組織を全国に作ることである。たしかに全国的な協定は結ばれても、具体的な行動計画の進捗には地域格差が見られた。特にフランス語圏では全く進展がないことをエッガーは指摘している。既存の教師連盟や、60 年代に組織された教育段階別の教育委員会 (中等教育委員会など) の活動を再活性化させることの他に、EDK は分野別の専門家委員会を組織するなどの計画を進めた (ibid.)。

そして協定内容に向けられる意識にも、地域格差がみられた。西部のフランス語圏では、数学教育や異言語教育に関する改革が行われ、歴史と地理の共通教材が域内で開発されていた。そして、地域的教育協定 (regionales Schulabkommen) を結んでいるカントンの間では相互に児童を受け入れられるようになった。

一方、中央部や東部のドイツ語圏では改革が進まなかった。学期の開始時期についてですら、春から秋への移行が行われていない地域もあった (ibid.:1517)。ドイツ語圏では、カントンの下位にある行政単位であるゲマインデの力が強く、カントンの決定に対する地域的な独立心が強い (Acklin Muji 2007)。このような事情から、ドイツ語圏カントンが協調政策に積極的な関与を示すことは現実的に難しい。

このように EDK の言語教育に関する決定が、拘束力に欠け、カントン間の協調に向けた足並みがそろわない点は現代まで引き継がれる問題である。例えば荒川 (2014) の研究は、1970 年の二つの決議を引き継ぐ「義務教育学校間協定」(EDK2009) への加盟がカントンの意志に委ねられているという弱点を検証している。荒川の指摘するように、EDK はカントンの意思による合議体にすぎず、どの政策組織もカントンに対して決議文書の実行を強

制できない。そして、この問題は 70 年代当初から見られるものであった。

#### 7. 5. 第 7 章のまとめ

1975 年の「義務教育課程での全児童への第二国語教育における改革と協調の導入に関する勧告と決議」は、1970 年の決議で認識された言語教育上の制度改革に特化して EDK が専門的な調査を実施し、練り上げられた。EDK の決議文書の中で比較すると、1975 年の決議は拘束力の点で 1970 年の決議に劣る。しかし、勧告的な性格が強いからこそ、詳細な決定が実現されたと考えることもできる。

1975 年の決議内容は、まず各言語圏における第一異言語を指定し、その教育を義務教育課程において必修化することである。そして第一異言語として第二国語と英語教育を区別し、第二国語の教育は早期から教育すべきことも規定した。さらには、言語教育の計画や教授法に関して、EDK の専門家委員会がカントンに対して行う支援が強化された。75 年の決議には言語教育に関する最新の指針や教授法の基本が示され、カントンはこの指針に従ってそれぞれの領域内の言語教育制度を設計することになった。

1975 年の決議には、依然としてカントン間で合意に至らず、玉虫色にされた項目もあった。特に言語教育の開始年齢については、ドイツ語圏のダイグロシア状況など、十分に考慮されるべき条件があり、制度調整は容易ではない。

全体として、1975 年の決議は各言語圏が個別に決定していた公用語を統一的な文書にまとめ、言語教育に関する指針の土台としてまとめた点で評価できる。また、教育に関する合議体であった EDK が言語政策上の組織体としての役割を担うようになったことも 1975 年の決議によって示された。ただし立法機関でない EDK の決議は、1975 年の決議を含め、法的拘束力がない。よってカントンの意向での逸脱も過大解釈も禁止していない。あくまで

加盟カントンの自発的な合議体である EDK や、その決議文書の構造面での弱点がここに表出している。

## 第 8 章 結論と今後の課題

### 8. 1. 結論

現在のスイス社会において、第二国語教育の必修制度は、英語教育の拡大に対峙する制度として語られている。国内外で実用性が認められる外国語でなく、国内の文化的な平和のために第二国語教育の制度を維持することが、政治的なイデオロギーだと捉えられている。

しかし、言語教育制度が整備された 1970 年代の教育改革の背景を分析すると、必ずしも国内の言語的調和を実現するために第二言語教育が必修化されたのではないことがわかる。1970 年の決議が構想された時点では、言語教育の問題は明確にされておらず、追加的な調査や議論を踏まえて 1975 年の決議が作成されたのである。

以上のことを示すため、本論では、国家の言語的調和を基礎付ける制度が 70 年代に二つの決議文書によって実現したことを検証した。

第 2 章では、スイスが法的に多言語主義と連邦主義を貫いてきた国家であって、言語教育をはじめとする教育主権がカントンにあることを示した。そして、ともすれば国内の言語的調和が崩壊しかねない状況において、当該地域の公用語でない国語 (= 第二国語) を義務教育課程において必修とすることにより、言語圏の間で相互理解を図っていることを確認した。

第 3 章では、第二国語教育を含む、教育行政上の重要な主体としてカントン教育局長会議 (EDK) の組織と機能をまとめた。スイスは教育行政を所轄する行政機関を欠くが、EDK でカントンの教育担当者と教育研究者が定期的に情報を交換し、教育政策を統括している。言語教育政策についても、EDK が重大な裁量権を有している。

第 4 章では、EDK が 1970 年代にカントン間で教育制度を一体化するための政策を実行

するに至った前史をまとめた。スイスでは、カントンとカントン、あるいはカントンと連邦政府が意識的に政策上の一貫性を図ってきた。特に 60 年代から 70 年代にかけては、言語圏の内部でカントン間の教育制度を調整する運動が拡大した。60 年代後半には、言語圏を越えて教育改革の必要性を認識しており、70 年代には連邦レベルの教育政策が行われることになった。こうした背景には、人口問題や産業構造の変化といった社会問題や、それに付随する教育的課題が存在した。

第 5 章では、1970 年代に EDK を主導し教育改革を実行したオイゲン・エッガーの功績を示した。教育研究者であったエッガーは、各言語圏における運動や、諸外国の教育行政を参照し、教育制度に関する全国レベルの調査を実行した。その結果、義務教育の開始年齢や教育期間といった基本制度や、教育計画の設計において、連邦レベルでの一貫性が必要であることを主張した。一連の教育改革は国家政策上も重要であるとの認識から、連邦政府やカントンに対する EDK の発言権を強めるために EDK の構造改革を実行した。

第 6 章では、エッガーが採択を実現させた 1970 年の「学校間調和に関する協定」の成立過程と内容を分析した。1970 年の協定は、EDK が初めて全国の統一的な教育制度を示した決議文書である。その採択にあたっては、カントン間の協調の精神を形式的に示すことを優先し、内容面で妥協するという戦略がとられた。また、70 年の時点では、言語教育に関する規定は含まれていない。

第 7 章では、第二言語教育の必修化を規定した決議文書「義務教育課程における全児童への第二国語教育における改革と協調の導入に関する勧告と決議」の成立過程と内容を分析した。この決議文書は、1970 年の時点では合意に達しなかった、あるいは議論が避けられた様々な議題に先駆けて、言語教育の制度に特化して作成された。

1975 年の決議は、すべてのカントンで合意に至らなかった事項を含み、カントンへの拘

東力も不十分だという問題がある。この点を除くと、1975年の決議は、言語教育に関する様々な具体的規則を明示した。そして、決議内容はEDKが1999年に発表した「言語教育に関する基本概念」、2004年に発表した「義務教育課程における言語教育」に引き継がれ、現在のスイスにおける第二国語教育の基本原則となっている。

以上のように、70年代に行われた教育改革の中に言語教育政策を位置づけてみると、第二国語教育の制度が現代とは異なる視座のもとに導入されたことが確認できる。すなわち、70年代に第二国語教育は、スイス国内の言語的調和を維持するための装置という価値を帯びていなかった。第二国語教育はスイスの伝統的精神を表象する制度として捉えることが多い。しかしこれは、フランス語圏とドイツ語圏の間における政治対立や、英語教育と国語教育のバランスなどの議論にとらわれた観点ではないだろうか。

スイスの事例は、言語教育のあり方に関する議論が、時代や社会の要請によって変化を遂げるものであり、固定化したものではないことを示している。

## 8. 2. 今後の課題

本研究では、以下の点で限界があり、今後の研究課題としたい。

まず、教育政策の背景を分析するにあたって以下の限界があった。まず、エッガーの教育観や言語観についての検討である。エッガーはドイツ語圏出身であるが、EDKの責任者に任命された時にはフランス語圏で活動していた。言語圏を越えて活動した経緯や、移動による視点の変化は、エッガーの教育観に影響を与えただろう。エッガーはドイツ語で論文を執筆していたが、フランス語圏とドイツ語圏の双方で業績を認められていた。これらの論文をさらに精査する必要がある。

また、エッガーはEDK改革のためにドイツをはじめとする欧州諸国や、アメリカなどの

事例を参照していた。これらの国における 50 年代から 70 年代の教育思想や教育政策とエッガーの思想とを対照することにより、エッガーの思想の全容を解明していく必要がある。研究による知見は政策にも反映されていると考えられる。

政策の背景について、スイスの制度改革と 1954 年の欧州文化協定に始まる欧州評議会の言語政策との関連という観点からの解明も残っている。1975 年の決議文書の付属資料には、欧州評議会が提示する言語能力観に類似した言語教育の教授法が記述されている。エッガーも欧州教育大臣会議に出席するなど、積極的に欧州諸国とは情報交換を行っていた。このように 60 年代以降のスイスにおける言語教育政策と欧州評議会の言語政策には密接な関連がある。しかし本研究では、教師連盟や EDK など、スイス国内の言説に焦点を当てたために、1970 年から議論された欧州評議会の現代語教育政策との関連などは検討の余地が残っており、これらの限界については今後の研究課題としたい。

## 補助資料（1）1970年10月29日「学校間調整に関する協定」

### 1条 目的

すべての加盟カントンは、学校の発展と、各カントンの法規の協調を目的として、公法に基づきカントン間の機構を設立する。

#### A. 設立の基礎概念

### 2条 義務

すべての加盟カントンは、以下のように学校の法制度の調整を決定する。

- a. 義務教育の開始年齢は満6歳とする。カントンは4ヶ月まで、期日を早める、あるいは、遅らせることができる。
- b. 義務教育の期間は、年間に最低38週間の就学を基準として、男女共に9年未満とする。
- c. 義務教育学校への入学からマトゥーラ資格試験までの標準的な就学期間は、最短で12年、最長で13年とする。
- d. 学期はすべてのカントンにおいて8月半ばから10月半ばの間に開始する。

### 3条 勧告

すべての加盟カントンは、以下の分野においてはとりわけ、カントンの総意にもとづき勧告を考案する。

- a. 教育計画の枠組み、
- b. 共通教育の材料、
- c. 同水準の学校間での自由な移動、
- d. 同水準の養成課程で取得した修了証明や資格の、カントン間での認証、



e. 同じ年次や学校の種類の統一的なデザイン、

f. 教員の同水準での養成。

これらの勧告を考案する時、スイス教師連盟会議は審議を受ける。

#### 4 条 協力

すべての加盟カントンは、教育の計画化や教授法研究、学校に関する統計において、カントン間で、また連邦政府と協力する。このために、

a. 協力に必要な諸機関を支援し、発展させ、

b. スイスの学校に関して、年間あるいは期間限定の、統計機関の方針を策定する。

### B. 組織体制

#### 5 条 カントン教育局長会議

すべての加盟カントンはカントン教育局長会議に対し、当協定の 2 条から 4 条に示される業務の執行を委譲する。カントン教育局長会議は内部規則において権限と組織を決定する。調整に内在する費用は加盟カントンの人口に応じて配分する。非加盟カントンは、調整に関して発言権を有する。

#### 6 条 地域会議

学校に関する調整を促進し発展させるため、加盟カントンは 4 つの地域会議に属する（フランス語圏スイスとティチーノ、北西スイス、中央スイス、東部スイス）。各カントンは地域会議への所属をそれぞれの意思で決定する。地域会議はカントン教育局長会議の意図により諮問機関として機能する。

#### 7 条 上訴組織

協定の適用に関するカントン間の紛争は全て、連邦裁判所に付託する。

## C. 暫定的措置と最終措置

### 8条 実行の期限

当協定の2条に規定される学校制度の調整は、段階を追って実現される。協定に加盟すれば、あらゆるカントンは以下の事項の適用を開始する。

- a. 6年の期限内に：2条に規定される就学年齢、
- b. 合理的期限内に：9年の義務教育機関。義務教育を7年のみとしているカントンは調整を二段階に分けて行うことができる。

2条による学年歴の開始は原則として、1973年～74年度から機能させなければならない。

### 9条 加盟

協定への加盟はカントン教育局長会議の委員会に通達され、連邦議会に伝えられる。

### 10条 脱退

いかなる脱退もカントン教育局長会議の委員会に通達されねばならない。脱退は通達から暦年3年間の間に実効される。

### 11条 発効

当協定は10カントンの加盟が受諾され、連邦議会によって同意された直後に発効する。

当協定は1970年12月14日に連邦議会より受諾された。

1997年8月現在、ティチーノを除く全てのカントンが加盟している。

補助資料（２）1975年10月30日「義務教育課程での全児童への第二国語教育における改革と協調の導入に関する勧告と決議」より抜粋

※原文においてイタリック体の部分には、筆者が傍点を付け加えた。

## 2 諸勧告と諸決議

フランス語圏カントン教育局長会議の調査と報告を考慮し、

義務教育期間中の現代語教育の導入と調整に向けた専門家委員会による報告書と諸提言に関する幅広い評議の結果を考慮し、

「学校間調整に関する協定」の第3条に基づき、

カントン教育局長会議は以下の事実、勧告、決定を承認する。

### A. 前提条件

1. 第一異言語の学習は教育における最終目的の一つであることを認める。第一異言語の教育は全生徒の義務である。特別学級はこの義務規定の例外であるが、特別学級の生徒も原則として第一異言語を学習する機会をもつべきである。

2. フランス語圏スイスの第一異言語はドイツ語である。ドイツ語圏スイスの第一異言語はフランス語である。

—ドイツ語圏スイスとその地域の諸方言の特別な状況を考慮すべきである。

—ティチーノの第一異言語はフランス語である。マトゥーラ取得向けの第二段階教育<sup>11</sup>で

---

<sup>11</sup>（訳注、以下同じ）小学校までを「第一段階」、中学校と高校を「第二段階」、大学以降

第一異言語はドイツ語、師範学校 (Ecole normale)<sup>2</sup>の第一異言語はフランス語である。

ードイツ語圏グラウビュンデンの第一異言語はフランス語である。

ーイタリア語圏グラウビュンデンの第一異言語はドイツ語である (第二異言語はフランス語である)。

ーロマンシュ語圏グラウビュンデンの第一異言語はドイツ語である (第二異言語はフランス語である)。

3. 第一異言語の教育は国語と英語 (選択科目) の中から選ばねばならない。

4. 異言語教育は相当の教授法教育を受けた専門教師に任せられねばならない。

## B. カントンへの勧告

1. 第二国語の学習開始年齢は原則として思春期前 (vor der Pubertät / pré-pubertaire) に定められる。教育は4年次または5年次に開始されなければならない。協調に資するよう、5年次の終了までに全生徒が最低限のプログラムを終えているべきである。また、義務教育の終了までに、教育目標、教育内容、教育計画、教授法に関する均衡が実現されていなければ

---

を「第三段階」とするスイス独自の教育区分である。これは2007年に発表された「義務教育学校間協定」に規定される「サイクル」とは異なる。

<sup>2</sup> イタリア語圏における師範学校 (Ecole normale) とは、教養課程と職業教育課程の両方を含む学校である。1986年以前までは、普通学校の課程を修了すると、学部によっては大学に入学することもできた。1986年以降は、大学入学資格 (マトゥーラ) を既に取得した生徒を受け入れる制度に変わった (Monighetti2006)。

ばならない。カントンや言語圏の教育レジームの間に相違が存在することから、また多言語カントンやティチーノの特別な状況を考慮して、現時点では第二国語の教育が開始されるべき年次をスイス全土で統一的に決定することは不可能である。

2. 第二国語教育の導入期に先立ち、あるいは、いくつかの分野では導入期中に、以下の条件が満たされなければならない。

- a. この導入に関わる年次において教育目標と教育計画は、第二国語学習の統合の観点から見直されねばならない。採用される解決策は生徒への過剰な負担を避けるものであるべきだ。
- b. 勧告4と5に合致するよう、教員の養成と改善が保障されなければならない。
- c. 適切な教授法が利用できる状態でなければならない。

3. 専門家委員会が設定した基本目標と予定されている期間は、義務教育課程の第二国語教育の基盤となる（付属資料B）<sup>3</sup>。

---

<sup>3</sup> 専門家委員会による、義務教育課程における現代語教育の主な目的と方法についてまとめた資料である。主な内容は以下の通りである。

- ・ 第二国語の教育開始時期の一体化は、教育改革の中でも最重要の事項である。
- ・ 各言語圏はカントン教育局長会議が決定する「基本目標」に基づき、それぞれの教育目標を設定する。
- ・ 現代語教育の基本概念
  - (1) 国内外を問わず、他の言語圏の文明に対する寛容な態度を育てる
  - (2) 第二国語は、口頭でのコミュニケーション能力を第一に身につける
  - (3) 母語で習得した言語構造の知識を活用して異言語は学ばれる
  - (4) 筆記能力も第二に身につけられる重要な能力である
  - (5) 言語の生産能力と受信能力の両方を高める
  - (6) 4技能を区別して教育する
  - (7) 文法知識は能力の獲得を促進する
  - (8) 義務教育では、その後の学習のための基礎を形成するものである。高等学校や

4. 教員組織の発展と改善のため、専門家委員会が検討した方針が規定となる。すべてのカントンやすべての言語圏は、可能な限り、最低限これを行う。とくに、教育する言語が話されている地域や国での滞在に関する方針である。

5. 第二国語は、小学校では関連の資格を有するクラス担任が教えるべきである。ただし教師間で教える分野を交換することは可能である。

6. 提案された（教育）目標や手段（付属資料 B）を考慮し、（生徒の）選抜前に第二言語を宣伝分野にしてはならず、また、小学校から中学校の移行期の選択分野にしてはならない。

7. 異言語教育<sup>4</sup>のためには、専門家委員会により決定された基本目標に適し、また地域とその学校の状況のニーズを考慮する教授法を開発するか、もしくは採用しなければならない。

---

職業学校での教育目標と調整することが大切である

・義務教育終了まで現代語を週 100 時間以上（4 年次に開始する場合）、あるいは 120 時間以上（5 年次に開始する場合）の教育を受けさせなければならない

<sup>4</sup> ここでは複数形の「異言語」が用いられており、（第二）国語教育と外国語教育の両方を指すものである。

### C. 地域への勧告

カントン教育局長会議の全域は、以下に関係することについて、その地域の制約を考慮して進行を調整する。

— 第二の勧告で列挙されている諸状況

— 第二国語教育が開始する年次の決定

多言語カントンやティチーノの特別な状況を考慮する余地はあるだろう。

### D. 追加措置についての諸決定

カントン教育局長会議は、以下のことを決定した。

1. B（カントンへの勧告）2項で挙げられた状況において、第二国語教育を一般的に導入するための日程を決定すること

2. カントンに対する諸勧告の中で B2項に挙げられた条件に直接的に関与する以下の措置を提案し、諸勧告の適用におけるカントンの責務を促進すること

a) 初等教育における状況の再検討に関する諸措置。教授法委員会は初等教育における状況の再検討において、言語圏やカントンを支援するという独自の措置を、勧告2.1に適用するように実行する責務を負う。この意味で教授法委員会はカントン教育局長会議に付属する。

b) 異言語教育のための教授法の選択あるいは考案に関する諸措置。カントン教育局長会議は、教育の基本概念と第二国語教育のための教授法と同様、目標の提案を専門家チームに任せる。カントン教育局長会議自身は教授法を考案する任務を負わないが、カントンや地域に対し、ニーズに応じ、またカントン教育局長会議が決定する諸目標に沿った教授法の考案を推奨する。カントン教育局長会議は、異言語教育に対する手段の考案に関連するあらゆる疑問点についてカントンと言語圏に助言する。

c) 異言語教育におけるノウハウの追求に関する措置。全国的に異言語教育が導入されるまで、カントン教育局長会議は、以下のような課題についての調査に貢献するため、異言語教育分野におけるノウハウを追及すること、あるいは、これに関与することを全カントんに勧告する。

- ・ 異言語教育の教授法の開発
- ・ 新しい教授法の試行
- ・ 教授法の開発や新しい教授法の使用という観点から、教員組織の発展と改善を構造化
- ・ 学習能力の弱い生徒や特別学級の費用
- ・ 次段階の学校 (écoles subséquences) における教育の継続
- ・ 様々な教育段階のクラスを構成する生徒に適用できる教育方式の実行

カントン教育局長会議は言及された分野におけるカントンのノウハウを連絡させる適切な方法を利用できるように引き続き行動する。特にノウハウによる調和のとれた評価を促進する。



補助資料（3）言語教育に関する EDK の決議文書

採択日・種類・名称	概要	主な内容
1970年10月29日（協定） 「学校間調整に関する協定」	教育に関する全国的な基本原則を規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EDK の設立根拠</li> <li>・ 義務教育の開始年齢は6歳、就学期間は9年</li> <li>・ 教育計画の設計や教材の指針の決定をカントンに勧告</li> </ul>
1975年10月30日（勧告） 「義務教育課程における全児童への第二国語教育における改革と協調の導入に関する勧告と決議」	義務教育課程における第二国語教育の必修化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二国語教育の必修化</li> <li>・ 各地域における第二国語（第一異言語）を決定</li> <li>・ 第二国語の学習開始は4・5年次から</li> </ul>
1986年10月30日（宣言） 「義務教育と義務教育修了後の転換点における異言語教育」	(1975年の勧告を受けて) 義務教育課程の第二国語教育における達成目標をリスト化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前期中等教育までの義務教育から後期中等教育以降の教育へ円滑に学習を進められるようにする</li> <li>・ 教師と生徒の両者の観点から、4技能別に達成目標をリスト化</li> <li>・ 多言語カントンや、言語圏の境界カントン、カントンの指定する教育時間数、学校の種類によって第二言語教育をモジュール化</li> </ul>
1999年8月26日（見解） 「言語教育に関する基本概念」	1975年勧告の内容を確認し、英語教育をはじめ新たな言語教育の指針を示す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4・5年次から第二国語、7年次から英語を必修</li> <li>・ 異言語の早期教育を促進</li> <li>・ 憲法116条と当勧告の関連性について協議</li> </ul>
2000年11月2・3日（見解） 「『学校間調整に関する協定』30周年に関する見解」	70年協定の成果と課題を総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カントンの教育主権を確認</li> <li>・ 1970年「協定」はカントン間の協調の証拠として機能し、教育政策と教授法は目覚しく発展したと評価</li> <li>・ カントン間、またカントンと連邦政府の連携を強化</li> </ul>

<p>2001年3月1日（見解）</p> <p>「スイスにおけるヨーロッパ言語ポートフォリオの使用開始」</p>	<p>初等教育の9年次以降と成人教育に「ヨーロッパ言語ポートフォリオ」（Conseil de l'Europe 2001）を導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語能力の認証における透明性を向上させ、国内外の移動を促進</li> <li>・大言語、小言語、移民の言語の全てを尊重し、個人の複言語主義を促進</li> <li>・義務教育課程での国語教育にもポートフォリオを適応</li> <li>・言語能力の認証を「欧州言語共通参照枠（1）」に適応</li> </ul>
<p>2004年3月25日（宣言）</p> <p>「義務教育課程における言語教育—全スイスの調整にむけたEDKの戦略と行動計画」</p>	<p>義務教育課程における第二国語教育と英語教育の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遅くとも5年次に第二国語教育、7年次に英語教育を開始</li> <li>・地域の公用語の教育を強化（特に外国籍の児童）、早期教育の促進</li> <li>・「言語への目覚め」活動や、移民児童への教育に対する出身言語と文化の授業を推進</li> <li>・言語教育制度はカントン間の緊密な協働によるものであり、統一的な規則は設けない</li> </ul>
<p>2007年6月14日（協定）</p> <p>「義務教育学校間協定」</p>	<p>各言語圏で異なる学習指導要領に共通の基本原則、また、その方針に沿った2017年度までのEDKの行動計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の公用語教育を強化</li> <li>・義務教育課程で、第二国語ならびに少なくとも1つの異言語を習得</li> <li>・遅くとも5年次までに第二国語、7年次までに英語の教育を開始。義務教育の終了時、これらの言語能力が同レベルに達するよう教育</li> <li>・第二国語と英語の学習順序はカントンの裁量で決定</li> </ul>

<p>2013年10月24日（宣言）</p> <p>「第二段階課程（普通課程-マ トウラー取得課程・専門学校） における異言語教育—全スイス の調整にむけたEDKの戦略と 行動計画」</p>	<p>後期中等教育課程以降の第 二国語教育と英語教育の方 針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語教育の到達目標はマトウラーの種類により連邦レベルで決定</li> <li>・様々な言語が相互に影響しあうような統合型の言語学習、CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)に基づく複言語教育を推進</li> </ul>
<p>2014年10月31日（見解）</p> <p>「言語教育についての見解」</p>	<p>2014年見解の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2004年決議の内容と、憲法70条の言語条項に基づく措置を継続することを確認</li> <li>・言語教育の調整はカントンの責務。EDKは政府機関と協力し、言語教育の調整に関する評価を実施</li> </ul>
<p>2017年10月26日（勧告）</p> <p>「外国語教育についての勧告」</p>	<p>2014年見解、2007年協定の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異言語教育の条件、教員養成、国内外の移動、教育研究・実験についての方針を確認</li> </ul>

## 図表

図 1 「スイスの教育制度系統図」 .....	17
図 2 「スイスにおける教育指導要領」 .....	18
図 3 「スイスの義務教育課程における異言語の教育制度（2014 年 10 月 31 日現在）」 .....	20
図 4 「スイスにおける外国籍人口の増加（滞在者・定住者別）1950 年～2005 年(12 月 末)」 .....	38
図 5 「スイスにおける産業構造の変化」.....	40
表 1 分析した資料の概要 .....	11
表 2 EDK による言語教育に関する決議文書、1970 年～2017 年.....	24

## 文献

### 日本語文献

※あいうえお順

- 穂山洋子. 「ヨーロッパ世界のナショナリズムとアルプスの多民族国家」. 『アルプス文化史—越境・交流・生成』 昭和堂 :179-200, 2015.
- 阿部汎克. 「スイスの言語状況とアイデンティティー—四言語体制強化の憲法改正案をめぐって—:エスニシティと EU」. 『国際関係』 日本国際政治学会 110 巻: 99-113, 1995.
- 荒川麻里. 「スイス連邦における憲法教育条項の改正と州間協定の現状—オブヴァルデン準州の態度保留理由に着目して—」. 『教育制度研究紀要』 白鷗大学 9 巻: 55-66, 2014.
- 石部尚登. 『ベルギーの言語政策—方言と公用語』 大阪大学出版会, 2011.
- 岡本三彦. 「住民総会とミリッツシステム—スイスの直接民主制の制度と現実」. 『スイス史研究の新地平—都市・農村・国家』 踊・岩井編, 昭和堂 :120-40, 2011.
- 河野勝. 「制度とは何か」. 『制度』 東京大学出版会 :7-28, 2002.
- 黒澤隆文. 「高ライン地域の産業革命とスイス」. 『近代スイス経済の形成—地域主権と高ライン地域の産業革命』 京都大学学術出版会 :473-517, 2002.
- 国立国会図書館及び立法考査局. 「各国憲法集(6)スイス憲法(山岡規雄執筆)」, 2012.  
[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8180562\\_po\\_201203b.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8180562_po_201203b.pdf?contentNo=1).  
(2018年12月28日アクセス)
- 砂野幸稔, 編. 「序論—多言語主義再考」. 『多言語主義再考—多言語状況の比較研究』 三元社 :11-41, 2012.
- 高橋秀彰. 「グローバル化時代に揺れるスイスの言語教育政策—多言語教育の憂鬱」. 『独逸文学』 関西大学 59 巻: 123-45, 2015
- . 「第4部—ドイツ語圏スイスの言語状況(スイス連邦の公用語と国語—史的背景と憲法上の言語規定)」 『ドイツ語圏の言語政策—ヨーロッパの多言語主義と英語普及のはざま—』 関西大学出版部 :134-250, 2010.
- 建林正彦, 曾我謙悟, 待鳥聡史. 「制度論」. 『比較政治制度論』 有斐閣 :35-64, 2008
- 戸田典子. 「スイスの外国人政策と新しい外国人法」. 『レファレンス』 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2008年5月号 :27-47.
- 林桂子. 「第6章—スイス」. 『世界の外国語教育政策—日本の外国語教育の再構築にむけて—』, 大谷泰照ほか :363-396. 東信堂, 2014.

外国語文献

※項目ごとにアルファベット順、同一作者の中では年代降順

(論文、書籍、新聞)

Acklin Muji, Dunya. *Langues à l'école : quelle politique pour quelle Suisse ? : Analyse de débat public sur l'enseignement des langues à l'école obligatoire*. Berne. Peter Lang. 2006.

Arnet, Moritz. Das Instrumentarium der EDK - interkantonale Koordination als Organisationsfrage. *Bildungspolitik im schweizerischen Föderalismus. Festschrift für Prof. Dr. Eugen Egger, Generalsekretär der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren 1968-1985*, 69-75. Bern: Haupt, 1985.

Baggioni, Daniel. *Langues et nations en Europe*, Paris: Bibliothèque Scientifique Payot, 1997. (『ヨーロッパの言語と国民』今井勉訳, 筑摩書房, 2006) .

Büchi, Christophe. 《Roestigraben》 *Das Verhaeltnis zwischen deutscher und franzoesischer Schweiz Geschichte und Perspektiven*. Zuerich. Neue Zuercher Zeitung Publishing, 2000. (『刀水歴史全書 83 もう一つのスイス史—独語圏・仏語圏の間の深い溝—』片山淳子訳, 刀水書房, 2012)

Calvet, Louis-Jean. *Les Politiques Linguistiques*. Collection Que sais-je? Paris: PUF, 1996. (『言語政策とは何か』西山教行訳, 白水社, 2000) .

Egger, Eugen. Das Schulwesen in der Schweiz Probleme und Tendenzen. *International Review of Education / Internationale Zeitschrift für Erziehungswissenschaft / Revue Internationale de l'Education* 1967(13/2): 162-175.

Daniel Gerny. Als James Schwarzenbach die Ausländerpolitik entdeckte. *Neue Zürcher Zeitung (NZZ)*. 24. November 2014.

Grin, François. L'Aménagement Linguistique en Suisse. *Télescope*. 16(3): 55-74. 2010

Hürlimann, Hans. Bildungspolitische Spannungsfelder im Föderativstaat. *Bildungspolitik im schweizerischen Föderalismus. Festschrift für Prof. Dr. Eugen Egger, Generalsekretär der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren 1968-1985*. Bern: Haupt, 13-19. 1985

Im Hof, Ulrich. *Geschichte der Schweiz*. 5.Aufrage. Verlag W. Kohlhammer., 1991. (『刀水歴史全書 43 スイスの歴史』森田安一監訳, 刀水書房, 1997) .

Iso Camartin. Les relations entre quatre régions linguistiques. *La Suisse aux quatre langues*. Genève: Editions Zoé, 251-292. 1985 (traduction de *Die viersprachige Schweiz*, Benziger Verlag, Zürich, Cologne, 1982.).

McRae, Kenneth D. *Conflict and compromise in multilingual societies: Switzerland*.

- Waterloo: Wilfrid Laurier University Press, 1983.
- . The principles of territoriality and personality in the solution of linguistic conflicts. *International Journal of the Sociology of Language* 1975(4): 33–54.
- Rohrer, Ursula. Geschichte der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren. *Bildungspolitik im schweizerischen Föderalismus. Festschrift für Prof. Dr. Eugen Egger, Generalsekretär der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren 1968-1985*, 99–128. Bern: Haupt, 1985.
- Roller, Samuel. La recherche pédagogique en Suisse. *International Review of Education / Internationale Zeitschrift für Erziehungswissenschaft / Revue Internationale de l'Éducation* 1967(13/2): 175–79.
- Rüesch, Ernst. Eugen Egger, Generalsekretär der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektion von 1968 bis 1985. *Bildungspolitik im schweizerischen Föderalismus. Festschrift für Prof. Dr. Eugen Egger, Generalsekretär der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren 1968-1985*, 7–11. Bern: Haupt, 1985.
- Stauffacher, Werner. Bildungspolitische Spannungsfelder im Föderativstaat. *Bildungspolitik im schweizerischen Föderalismus. Festschrift für Prof. Dr. Eugen Egger, Generalsekretär der Schweizerischen Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren 1968-1985*. 77–83. Bern: Haupt, 1985.
- Wehrli, Christoph. Ein Politiker mit Prinzipien und Humor – zum Tod von Alfred Gilgen. *Neue Zürcher Zeitung*, 13. Februar 2018.
- Jean Widmer, Renata Coray, Dunya Acklin Muji & Eric Godel. *Die Schweizer Sprachenvielfalt im öffentlichen Diskurs: eine sozialhistorische Analyse der Transformationen der Sprachenordnung von 1848 bis 2000 La diversité des langues en Suisse dans le débat public: une analyse socio-historique des transformations de l'ordre constitutionnel des langues de 1848 à 2000*. Peter Lang, 2005.

(定期刊行物)

- Katholischer Lehrerverein der Schweiz (VKLS).
- Schweizer Schulprobleme (Eugen Egger). *Schweizer Schule*, 1967(54) :167-173.
- Koordination des Fremdsprachunterrichts in der obligatorischen Schulzeit: eine Zusammenfassung zum Bericht und zu den Anträgen der Expertenkommission (Bangerter, Arnold). *Schweizer Schule*, 1974(61/16) :677-679.
- Schweizerische Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren (EDK) .

- . Die heutigen Volksschullehrpläne. II. Teil: Die heutigen Volksschullehrpläne (Joseph Eigenmann und Carlo Jenzer unter Mitarbeit von Beat Mayer und Ernst Preisig). *Bildungspolitik: Jahrbuch d. Schweizerischen Konferenz der Kantonalen Erziehungsdirektoren = Politique de l'éducation = Politica dell'educazione*, 1977(63)-1978(64) :29-54. (1978a)
- . La coordination des plans d'études : objectifs et efforts déployés jusqu'à ce jour (Carlo Jenzer). *Bildungspolitik: Jahrbuch d. Schweizerischen Konferenz der Kantonalen Erziehungsdirektoren = Politique de l'éducation = Politica dell'educazione*, 1977(63)-1978(64) :127-143.(1978b)
- . Die Organisation des Schulwesens in der Schweiz (Eugen Egger). *Archiv für das schweizerische Unterrichtswesen*, 1964(50) :29-112.
- . Die Tagungen der Erziehungsdirektorenkonferenz 1959. (Roemer, A.) *Archiv für das schweizerische Unterrichtswesen*, 1959(45) :113-122.
- . Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren 1898-1948. (Bähler, E. L.). *Archiv für das schweizerische Unterrichtswesen*, 1948(34) :26-44.
- . La Société pédagogique romande (S.P.R.) (Grec, C.). *Archiv für das schweizerische Unterrichtswesen*, 1938(24) :143-151.
- Schweizerische Lehrerverein (SLV).
- . Koordination im schweizerischen Schulwesen und Schweizerische Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren (Eugen Egger). *Schweizerische Lehrerzeitung*, 1967(112/18) :579-581.
- . Reorganisation des schweizerischen Volksschulwesens (Robert Pfund). *Schweizerische Lehrerzeitung*, 1965(110/34) :963-966. (1965a)
- . Präsidentenkonferenz des Schweizerischen Lehrervereins 30. Mai 1965. *Schweizerische Lehrerzeitung*, 1965(110) :708-709. (1965b)
- . Die Zusammenarbeit der Kantone in Fragen der Erziehung und des Unterrichts (E. Egger) *Schweizerische Lehrerzeitung*, 1965(110/18) :521-523.(1965c)
- . Die Delegiertenversammlung des Schweizerischen Lehrervereins 24. und 25. September 1960 in Basel. *Schweizerische Lehrerzeitung*, 1960 (105/41-42) :1164-1173.
- .Sekundarlehrerkonferenz des Kantons Zürich Protokoll der ausserordentlichen Tagung (Baur, J. /W. S.). *Schweizerische Lehrerzeitung*, 1951(96) :50-51.
- . Zur 84. Versammlung des Vereins schweizerischer Gymnasiallehrer 4./5. Oktober 1947 in Baden (Ernst Bosshardt). *Schweizerische Lehrerzeitung*,1947(92/11) :177-179.



(1947a)

———. Lehrermangel und Lehrerschaft Kurzreferat an der Generalversammlung des Schaffhauser kantonalen Lehrervereins (H. Egg.) *Schweizerische Lehrerzeitung*, 1947(92/42) :739-741. (1947b)

Société pédagogique romande (SPR).

———. Coordination scolaire suisse (Eugen Egger). *Éducateur*, 1979(115/14) :445-446.

———. Qu'advient-il de l'Ecole romande?/ Première partie. Ce qui a été fait / Deuxième partie. Esquisse de marche à suivre. *Éducateur*, 1966(102/40) :375-384.

———. Partie pédagogique. Prise de position do Schweizerische Lehrerverein ao sojet du Début de l'année scolaire au printemps ou en automne ? (H. Frischknecht). *Éducateur*, 1966(102/2) :31.

———. Partie pédagogique. Les soucis des autres. (Jean-Pierre Rochat). *Éducateur*, 1965(101/41) :727.

———. Appendix.La Société pédagogique de la Suisse romande(G. Willemin.) *Éducateur*, 1964(100/16) :288-290.

———. Rapport d'activité du Comité central de la Société pédagogique vaudoise pour l'année 1962 (G. Ehinger). *Éducateur*, 1963(99/2) :21-24.

———. Partie corporative.Rapport du président sur l'activité du comité central de la Société pédagogique vaudoise en 1960.Vers une école romande.(G. Pittet). *Éducateur*, 1961(97/1) :9-12. (1961a)

———. Partie corporative. CC. (Georges Annen). *Éducateur*, 1961(97/1) :3-4. (1961b)

———. Partie corporative. Congrès SPR, Bienne 1962. Vers une école romande. *Éducateur*, 1960(96/34) :598. (1960a)

———. Partie pédagogique. Vers une école romande (A. Chabloz). *Éducateur*, 1960(90/30) :526-527. (1960b)

———. Partie corporative. SPR-Comité Central vers Une Ecole Romande. (Jean-Pierre Rochat). *Éducateur*, 1960(96/37) :645-646. (1960c)

———. Partie corporative. 29e Congrès de la Société Pédagogique Romande 31 mai 1958. Allocution de M. le conseiller d'Etat Alfred Borel. *Éducateur*, 1958(94/23) :359.

———. Première séance plénière samedi 26 juin, Temple du Bas. (D. B.). *Éducateur* 1955(91/1) :4.

———. Partie corporative. Réunion d'information d'éducateurs confédérés et genevois (R. Chabert). *Éducateur*, 1953(89/44) :954-955.

- . Partie corporative. Commission intercantonale pour L'étude de questions scolaires. *Éducateur*, 1935(71/40) :641-642.
- . Sections cantonales. Correspondances et communications diverses. Vaud. Lausanne, le 29 janvier 1888 (E. Trolliet). *Éducateur*, 1888(24/4) :73.
- . Correspondence. (J. -A. Verchère) . *Éducateur*, 1871(7/21) :328.

(統計・公文書)

Bundesamt für Statistik (BFS) .

- . Barbara Brechbühl, Martin Tschirren, Andrea Zimmermann. Schweizerischer Städteverband SSV. Statistik der Schweizer Städte 2016. Statistisches Jahrbuch des Schweizerischen Städteverbandes 77. Ausgabe. 2016.

- . Statistisches Jahrbuch der Schweiz 2010, 2. Mars 2010. <https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/statistiken/kataloge-datenbanken/publikationen.assetdetail.347547.html>. (2018年12月13日アクセス)

- . Statistisches Jahrbuch der Schweiz 1950. Basel, November 1951. <https://www.bfs.admin.ch/asset/de/hs-b-00.01-jb-1950> (2018年12月14日アクセス)

Eidgenössisches Departement für Wirtschaft, Bildung und Forschung (WBS) . Bildung, Forschung und Innovation in der Schweiz: Chronologie, 2018.

Schweizerische Bundesrat.

- . Constitution de la République et canton de Genève, entrée en vigueur 1 juin 2013, état du 17 septembre. <https://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/20132788/index.html> (2018年12月29日アクセス)

- . Verfassung des Kantons Zürich, Inkrafttreten 1. Januar 2006, Stand am 17. September. <https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20051651/index.html> (2018年12月29日アクセス)

- . Verfassung des Kantons Graubünden, Inkrafttreten 14. September 2003, Stand am 27. September 2016. <https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20032486/index.html#a9> (2018年12月29日アクセス)

- . Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft, Inkrafttreten 18. April 1999, Stand am 1. Januar 2018. <https://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/19995395/index.html> (2018年12月29日アクセス)

- . Weisungen des Bundesrates über die Vertretung der sprachlichen Gemeinschaften in der allgemeinen Bundesverwaltung. Schweizerisches Bundesarchiv, Digitale

Amtsdruckschriften, Inkrafttreten 22. Februar 1983. [https://www.stat20ne.bfs.admin.ch/doc/1983-01-12InstructionsCF\\_promotionPlurilinguisme\\_D.pdf](https://www.stat20ne.bfs.admin.ch/doc/1983-01-12InstructionsCF_promotionPlurilinguisme_D.pdf) (2018年12月29日アクセス)

Schweizerische Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren (EDK/ CDIP) .

———. FAKTENBLATT Pressedienst Generalsekretariat EDK. 3. Oktober 2018 [https://www.edudoc.ch/static/web/arbeiten/sprach\\_unterr/fktbl\\_sprachen\\_d.pdf](https://www.edudoc.ch/static/web/arbeiten/sprach_unterr/fktbl_sprachen_d.pdf) (2018年12月31日アクセス).

———. Jahresbericht 2017 der EDK/ Rapport annuel 2017 de la CDIP, Bern, Mai 2018.

———. Stratégie de la CDIP du 24 octobre 2013 pour la coordination à l'échelle nationale de l'enseignement des langues étrangères dans le degré secondaire II formation générale (écoles de maturité et de culture générale), publié le 24 octobre 2013.

———. Interkantonale Vereinbarung über die Harmonisierung der obligatorischen Schule vom 14. Juni 2007 (HarmoS-Konkordat) / Accord intercantonal du 14 juin 2007 sur l'harmonisation de la scolarité obligatoire (concordat HarmoS) , publiziert 14. Juni 2007.

———. Enseignement des langues à l'école obligatoire: stratégie de la CDIP et programme de travail pour la coordination à l'échelle nationale. publié le 25 mars 2004.

———. Universités—Accord intercantonal universitaire. publié le 20 février 1998.

———. Treffpunkte Fremdsprachunterricht am Übergang von der obligatorischen Schulzeit zu den Anschluss-Schulen. publiziert 30. Oktober 1986.

———. Empfehlungen und Beschlüsse betreffend Einführung, 23 Reform und Koordination des Unterrichts in der zweiten Landessprache für alle Schüler während der obligatorischen Schulzeit. publiziert 30. Oktober 1975. / Recommandations et décisions concernant l'introduction, la réforme et la coordination de l'enseignement de la deuxième langue nationale pour tous les élèves pendant la scolarité obligatoire. publié le 30 octobre 1975.

———. Konkordat über die Schulkoordination vom 29. Oktober 1970./ Concordat du 29 octobre 1970 sur la coordination scolaire..

Schweizerische Nationalrat. Postulat Delamuraz. Sprachliche Minderheiten du 20 avril 1978. [https://www.stat20ne.bfs.admin.ch/doc/1978-04-20\\_PostulatDelamuraz.pdf](https://www.stat20ne.bfs.admin.ch/doc/1978-04-20_PostulatDelamuraz.pdf) (2018年12月29日アクセス)

Service cantonal de statistique/ service de la recherche sociologique. Démographie genevoise. structures et évolution de la population du canton de Genève. édition 1978.

Stadt Zürich Statistik. Mutter- und Hauptsprachen, seit 1860. 14. März 2018.

(ウェブページ)

Comité universitaire d'information pédagogique (CUIP) . CUIP - Biographie Louis Cros,  
<http://www.cuip.fr/biographie.html>. (2018年12月11日アクセス)

Conférence intercantonale de l'instruction publique de la Suisse romande et du tessin. (CIIP).  
Plan d'études romand (PER) [www.plandetudes.ch/per](http://www.plandetudes.ch/per) (2018年12月5日アクセス)

Conseil de l'Europe. Convention culturelle européenne Paris, le 19 décembre 1954.  
<https://www.coe.int/fr/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/018>. (2018年12月20日アクセス)

———. Etat des signatures et ratifications du traité 018 Convention culturelle européenne  
Situation au 20/12/2018. [https://www.coe.int/fr/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/018/signatures?p\\_auth=UFsekKky](https://www.coe.int/fr/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/018/signatures?p_auth=UFsekKky). (2018年12月20日アクセス)

Deutschschweizer Erziehungsdirektoren-Konferenz (D-EDK). Lehrplan21. [www.lehrplan.ch](http://www.lehrplan.ch)  
(2018年12月5日アクセス)

Divisione della scuola, Repubblica e Cantone Ticino. Piano di studio della scuola  
dell'obbligo [www.pianodistudio.ch](http://www.pianodistudio.ch) (2018年12月5日アクセス)

Historischen Lexikon der Schweiz/Dictionnaire historique de la Suisse.

———. Eugène Egger. No 6 Girard, Gregor. <http://www.hls-dhs-dss.ch/textes/d/D9024.php>.  
(2018年9月21日アクセス)

———. Marc Perrenoud. No 4 Huber, Albert. <http://www.hls-dhs-dss.ch/textes/d/D14854.php>. (2018年9月21日アクセス)

———. Marie Bron / AW. No 2 Borel, Alfred. <http://www.hls-dhs-dss.ch/textes/d/D6197.php>. (2018年12月28日アクセス)

———. Peter Stadler. No 15 Pestalozzi, Johann Heinrich. <http://www.hls-dhs-dss.ch/textes/d/D9054.php>. (2018年9月21日アクセス)

———. Renato Morosoli. No 5 Hürlimann, Hans. <https://www.kmk.org/kmk/aufgaben/geschichte-der-kmk.html>. (2018年9月21日アクセス)

———. Sylvie Durrer. No 3 Bally, Charles. <http://www.hls-dhs-dss.ch/textes/f/F24729.php>.  
(2018年12月22日アクセス)

Hochschule für Technik Rapperswil (ラッパースヴィル技術学校 HSR) [www.hsr.ch](http://www.hsr.ch)  
(2018年12月11日アクセス)

Interstaatliche Hochschule für Technik Buchs (ブッフス技術学校 NTB) [www.ntb.ch](http://www.ntb.ch) (2018年12月11日アクセス)

Ministère de l'Éducation Nationale et de la Jeunesse. education.gouv.fr.-Personnalités.  
Christian Fouchet, <http://www.education.gouv.fr/pid154/historique-des-ministres.html?page=0&person=51>. (2018年12月20日アクセス)

Sekretariat der Kultusministerkonferenz. Zur Geschichte der Kultusministerkonferenz 1948  
- 1998. <http://www.kmk.org/kmk/aufgaben/geschichte-der-kmk.html>. (2018年12月13日アクセス)

Syndicat des enseignants romands (SER). <http://www.le-ser.ch/> (2018年12月22日アクセス)

## 謝辞

本研究は、京都大学大学院人間・環境学研究科 共生人間学専攻 外国語教育論講座 修士課程における研究成果をまとめた論文です。

京都大学大学院人間・環境学研究科 共生人間学外国語教育論講座 西山教行教授には、指導教官として直接のご指導を戴きました。フランス語圏の言語政策、欧州の言語政策についての知見だけでなく、研究生活全般にわたって多大なお力添えを戴きました。ここに深謝の意を表します。

京都大学大学院人間・環境学研究科 共生人間学言語科学講座 河崎靖教授には、副指導教官としてご助言を戴きました。

京都大学大学院人間・環境学研究科 共生人間学言語科学講座 守田貴弘准教授には、副指導教官としてご助言を戴きました。

ここに深謝の意を表します。

外国語教育論講座 西山研究室の各位には、研究の基礎から本研究の遂行にあたるまでご助言と激励を戴きました。ここに深謝の意を表します。